

第 1 回

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

平成 1 7 年 2 月 1 7 日

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

第 1 回 相 模 原 市 ・ 津 久 井 町 ・ 相 模 湖 町 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	4
○開 会	5
○あいさつ	5
○監事紹介	7
○委員紹介	8
○アドバイザー紹介	9
○事務局職員紹介	10
○議 事	10
○その他	87
○閉 会	91

第1回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

日時：平成17年2月17日（木）午後4時から

場所：けやき会館5階 大樹の間

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 監事紹介
- 4 委員紹介
- 5 アドバイザー紹介
- 6 事務局職員紹介
- 7 議 事

〈報告事項1〉

- 報告第1号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会規約について
- 報告第2号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会幹事会規程について
- 報告第3号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会専門部会規程について
- 報告第4号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事務局規程について
- 報告第5号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会財務規程について
- 報告第6号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程について
- 報告第7号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議傍聴規程について

〈協議事項〉

- 協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について
- 協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について
- 協議第3号 合併協定項目について
- 協議第4号 事務事業一元化の基本方針について
- 協議第5号 合併の方式について
- 協議第6号 合併の期日について
- 協議第7号 新市の名称について
- 協議第8号 新市の事務所の位置について

- 協議第 9 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 10 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 12 号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 13 号 財産の取扱いについて
- 協議第 14 号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第 15 号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第 16 号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第 17 号 慣行の取扱いについて
- 協議第 18 号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 19 号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第 20 号 土地利用の取扱いについて
- 協議第 21 号 上下水道事業の取扱いについて
- 協議第 22 号 地方税の取扱いについて
- 協議第 23 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 24 号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 25 号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第 26 号 使用料、手数料の取扱いについて
- 協議第 27 号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 28 号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 29 号 清掃事業の取扱いについて
- 協議第 30 号 消防業務及び消防団の取扱いについて
- 協議第 31 号 防災事業の取扱いについて
- 協議第 32 号 地域自治区等の設置及び都市内分権について
- 協議第 33 号 新市まちづくり計画について

〈報告事項 2〉

- 報告第 8 号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）

8 その他

- (1) 神奈川県から移管される事務について
- (2) 今後の協議会開催日程（案）について

9 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（34名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、天野望副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、
一戸法子委員、河本洋次委員、井口学委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、
向山武委員、西川堯委員、落合宣明委員、関戸昌邦委員、湯川齊委員、小嶋重春委員、
荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、
宮崎嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、高橋幸一委員、
高城正勝委員、田中克己委員、小林弘委員

○欠席委員（5名）

小磯義範委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、尾崎洋子委員、森繁之委員

○アドバイザー

吉田民雄東海大学政治経済学部教授
高見沢実横浜国立大学大学院工学研究院助教授

○幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、佐藤光男主査、菊地原央主査

○専門部会

宮崎泰男企画部会長、馬場正行総務部会長、大貫勲財務部会長、井上耕二保健福祉部会長、
鈴木周雄保健所部会長、内藤春雄市民部会長、田中勝年経済部会長、梶山齊環境保全部会長、
小星敏行環境事業部会長、内田登都市部会長、吉田政雄建築部会長、岩本和紀土木部会長、
松本孝一管理部会長、内田晴明学校教育部会長、渡邊亮生涯学習部会長、
白井武司議会部会長、永山一雄選挙管理委員会部会長、堤俊夫監査委員部会長、
井上重彦農業委員会部会長、矢島博消防部会長、佐藤晃会計部会長、
渋谷勝美企画部会副部会長、小林輝夫保健福祉部会副部会長

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後4時01分

◎開 会

○田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。



◎あいさつ

○小川会長 本日は、皆様には大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の委員への就任を快くお引き受けくださり、重ねて御礼を申し上げます。

只今より、第1回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、城山町を含めた1市3町により、平成16年4月1日付で、任意の合併協議会である相模原・津久井地域合併協議会を設立した上で、計7回にわたり協議会を開催し、1,283項目の事務事業の調整やまちづくりの将来ビジョンの作成を行うなど、協議を重ねてまいりました。

しかしながら、1市3町の首長により、任意合併協議会の決定事項でもある合併特例法の適用を受けて合併することを目標に法定合併協議会を設置し、協議を進めようとしたところ、合併特例法の適用期限内を目標として合併協議を行うことについて、城山町の理解を得ることができませんでした。そこで、1市3町は、城山町における住民発議による法定合併協議会を設置する方向で協議を進めております。

相模原市、津久井町及び相模湖町は、合併特例法の適用を受けて合併することを目標として、1市2町で法定合併協議会を設置し、先行的に協議を進めさせていただきたいと考えておりまして、最終的には1市4町で合併できることが望ましいと考えているものでございます。合併特例法の期限内の合併を目指すことで、国からの様々な財政支援を受けることが可能と考えられますので、長期的には1市4町のためになるものと考えております。

合併特例法の適用を受けるためには、残す期間が1カ月半ほどとなっており、大変厳しい

スケジュールではございますが、任意合併協議会で協議してきた経過を踏まえ、精力的に協議を重ねてまいりたいと考えております。委員の皆様には、是非ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

相模原市と津久井郡の各町との合併は、この地域の50年後、100年後の姿を描く上で重要な通過点の1つであり、成し遂げなければならない課題であると考えております。傍聴においでいただいた皆様におかれましても、1市2町の合併協議について、ご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日は実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○田所事務局長 ありがとうございました。

続きまして、会長の職務を代理する副会長でございます、溝口正夫相模湖町長よりご挨拶をお願いいたします。

○溝口副会長 第1回の相模原市・津久井町・相模湖町の合併協議会が今日始まる訳でございます。任意協議会も終わりました、そのときは、今、会長の方から挨拶の中にありましており、1市3町でスタートしてまいりました。1市2町という形でこれから協議が始まっていく訳でございます。最終的には1市4町を目指すということでございます。どうか、委員の皆さんには、最後までご協力をいただきたいというふうに思います。大変厳しい道のりでありますけれども、1市4町、最終的な合併を目指していきたいというふうに感じております。どうぞよろしくをお願いいたしまして、一言、挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○田所事務局長 ありがとうございました。

続きまして、同じく副会長でございます、天野望津久井町長よりご挨拶をお願いいたします。

○天野副会長 津久井町長の天野でございます。一言ご挨拶を述べさせていただきますが、基本的には、今、会長でございます相模原市長、職務代理であります溝口相模湖町長のご挨拶で尽きていると思いますけれども、是非皆様方に改めてご理解をいただきたいと思っておりますことは、今までございましたように、この任意協議会を昨年4月1日に立ち上げ、またビジョン委員会等も設置していただいて、大変精力的にこの任意協議会が開催をされまして、大変大勢の事務局職員参加のもとに、1,280数余の行政事務のすり合わせ等、綿密に行われた訳でございます、最終的な昨年の11月18日のこの第7回の任意協議会におきまし

ても、それを尊重して、特例法期限内へ向けてのやはり法定協議会へ移行するというふうなことも確認をされた訳でございます。

私はもとより、今、市長、溝口町長からもお話がありましたように、やはりこの最も望ましい将来の姿というものは、津久井の4町、そしてこの相模原市というふうなものが、本当に合併という手段を用いた中で一体化をすることが、最終的に、そこに住む町民の必ず幸せにつながるものだというふうに確信をしておりますが、残念ながら、今お話がございましたように、どうしても、この1市3町間で特例法の期限内という重大なやはり目標というふうなものをお互いが共有をして、目的地に到達をするというふうな合意ができませんでした。

現在、飛び地合併であるとか、色々とお批判もいただいておりますが、相模湖、津久井町の立場は、相模原市と連携をしていく上に、どうしても中間に城山町という行政体が存在する訳でございますので、この町長、あるいは議会、町民の方々のご理解をどうしても得られないというふうなことでありましたので、どうしてもこの法定内での特例法の期限内でいく場合には、不本意ではありますが、結果的に、私どもは直接、城山町を飛び越えるような形でもって協議をせざるを得ないというふうなことにつきましても、地勢的な条件としては、どうしてもそれをせざるを得なかったというふうなことにつきまして、是非委員の皆様はじめ、特に相模原市の市民の皆様方にも深いご理解をいただきたいと、このように思っております。

もとより、我々はそれが最も望ましい姿とは思っておりませんが、現在置かれた様々な状況の中で選択をさせていただきました。どうぞ皆様方の色々な協議の中で、こういった難しい状況下でございますけれども、当初の目的が達成できますように、是非ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。一言、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田所事務局長 ありがとうございます。



◎監 事 紹 介

○田所事務局長 続きまして、協議会の監査をしていただきます監事の方でございますが、津久井町及び相模湖町の代表監査委員を務めていただいております方々をお願いをいたしております。

津久井町の代表監査委員でございます渋谷幸夫様と、相模湖町代表監査委員でございます加藤純久様をお願いをいたしております。

お名前だけの紹介とさせていただきます。



◎委 員 紹 介

○田所事務局長 続きまして、協議会委員の紹介に移らせていただきます。

本来でございましたらば、お一人ずつ委嘱状を交付させていただかなければならないところでございますが、委嘱状につきましては、あらかじめ座席に配付をさせていただきましたので、ご了解を賜りたいと存じます。

なお、お名前を紹介させていただきますので、大変恐縮でございますが、その場でご起立をいただきたいと存じます。

それでは、初めに、相模原市の委員でございます。

由比昭男委員でございます。

山岸一雄委員でございます。

小林一郎委員でございます。

佐藤賢司委員でございます。

三橋豊委員でございます。

河本洋次委員でございます。

井口学委員でございます。

次に、津久井町の関係委員に移らせていただきます。

小嶋省二委員でございます。

大用順司委員でございます。

宮下奉機委員でございます。

向山武委員でございます。

西川堯委員でございます。

落合宣明委員でございます。

関戸昌邦委員でございます。

湯川齊委員です。

小嶋重春委員でございます。

続きまして、相模湖町の関係委員の方を紹介させていただきます。

荒井正次委員でございます。

永井宏一委員でございます。

高橋絢子委員です。

大神田日本委員でございます。

石川幸夫委員でございます。

宮崎嘉博委員でございます。

大竹栄委員です。

前田建二委員でございます。

所谷嘉昭委員です。

永井充委員でございます。

続きまして、2町共通の委員でございます。

高橋幸一委員でございます。

高城正勝委員でございます。

続きまして、県関係の委員の方をご紹介申し上げます。

田中克己委員でございます。

小林弘委員でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

〔一戸法子委員については、会議途中出席〕



◎アドバイザー紹介

○田所事務局長 続きまして、協議会のアドバイザーの先生方をご紹介させていただきます。

アドバイザーにつきましては、任意の合併協議会といたしまして、1市3町で進めてまいりました相模原・津久井地域合併協議会と同様に、4名の先生方をお願いをいたしてまいります。

本日のご出席をいただいておりますお二人の先生を紹介させていただきます。

初めに、東海大学政治経済学部教授でございます、吉田民雄先生でございます。

次に、横浜国立大学大学院工学研究員助教授でございます、高見沢実先生でございます。

なお、本日欠席をされておりますが、政策研究大学院大学教授の辻琢也先生並びに明治大学政治経済学部助教授でございます牛山久仁彦先生にも当協議会のアドバイザーにご就任をいただくことといたしておりますので、併せてご紹介をさせていただきます。



◎事務局職員紹介

○田所事務局長 続きまして、当合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

私、事務局長の田所でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、事務局次長の内田でございます。

続きまして、同じく事務局次長の片野でございます。

なお、お手元に事務局職員の名簿をお配りさせていただいておりますけれども、事務局につきましても、2月15日現在、相模原市・津久井町・相模湖町の1市2町の職員と県職員1名の派遣を含めまして、総勢19名で組織をいたしてございます。よろしくお願いを申し上げます。



◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の7、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをいたしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会議長の由比昭男委員と津久井町議会議長の小嶋省二委員をお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項1でございます。報告第1号から報告第7号までは関連がございますので、事務局から一括して報告をいたさせます。

片野事務局次長。

□報告第1号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会規約について

□報告第2号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会幹事会規程について

□報告第3号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会専門部会規程について

□報告第4号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事務局規程について

□報告第5号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会財務規程について

□報告第6号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程について

□報告第7号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議傍聴規程について

○片野事務局次長 それでは、協議会資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第1号から第7号につきましては、2月15日をもって本協議会を設置し、同日付で規約、規程を施行させていただきましたので、本日は本協議会に対して報告をさせていただきます。

それぞれの概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第1号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会規約について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条の設置でございますが、相模原市・津久井町・相模湖町を構成市町といたしまして合併協議を行うため、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき、法定合併協議会を置くとするものでございます。

第2条の協議会の名称でございますが、本協議会の名称につきましては、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会とするものでございます。

第3条の協議会の事務でございますが、第1号から第3号まででございます。合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議、合併特例法に基づきます新市建設計画の作成、このほ

か関係市町の合併に関し必要な事項に関する協議を行うものでございます。

第4条の事務所の位置でございますが、協議会の事務所は、相模原市に置くものでございます。

第5条の組織でございますが、本協議会は、会長、副会長2人、委員をもって組織するものでございます。

第6条の会長及び副会長でございますが、第1項で会長及び副会長の選任方法につきまして、第2項で会長の身分及び任期につきまして規定をいたしておりますが、1市2町の長の協議により、本協議会の会長には相模原市長を、副会長には津久井町長、相模湖町長をもって充てるものでございます。

第7条の委員でございますが、合併協議会の委員につきましては、地方自治法と合併特例法によりまして委員となるべき者の範囲が定められておりまして、本協議会の委員につきましては第1号から第4号に規定いたしておりますが、1号では本協議会を構成する1市2町の長を、また第2号では本協議会を構成する1市2町の議会の議長をそれぞれ充てるものでございます。第3号では、本協議会を構成する1市2町の議会の議員のうちからそれぞれ3人を議会で選出いただき、その議員をもって充てるものでございます。また、第4号では、1市2町の長の協議により、本協議会委員として24人の方を選任いたしております。また、第2項で、委員の身分、任期につきまして規定をいたしております。

2ページをご覧ください。

第8条の会長及び副会長の職務でございますが、本条は、会長の職務及び会長の職務代理者の指定につきまして規定をしたものでございますが、先ほどご紹介を申し上げましたが、会長の職務代理者といたしましては、あらかじめ溝口相模湖町長を指名させていただいております。

第9条の会議でございますが、会議につきましては、会長が招集するものといたしております。また、第2項では、会議を招集する際の手続につきまして規定いたしております。

第10条の会議の運営でございますが、本条は、協議会の会議の運営に関します基本的な事項につきまして規定をいたしたもので、第1項では会議の成立要件を、第3項では会議を原則として公開で行うことを規定いたしております。

第11条のアドバイザーでございますが、先ほどご紹介を申し上げました4名のアドバイザーの方のご協力をいただくことになってございます。

第12条の委員会でございますが、協議会が担う事務の一部を調査、審議させるため、必

要に応じて会長が委員会を設置することができる旨、規定をいたしたものでございます。

第13条の幹事会でございますが、関係市町の職員によって構成する幹事会を置くものでございます。

第14条の事務局でございますが、2月15日付で事務局を設置させていただいております。

第15条の経費の支弁でございますが、協議会の運営に要する費用につきましては、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担をするものでございます。

第16条の監査でございますが、協議会の監査につきましては、先ほどご紹介を申しあげました2名の監事の方に監査をしていただくことということになるものでございます。

第17条の財務に関する事項でございますが、協議会の財務に関する事項につきまして、総括的に規定をいたしたものでございます。

3ページをお開きください。

第18条の協議会解散の場合の措置でございますが、協議会を解散した場合の出納処理について規定をいたしたものでございます。

なお、本規約につきましては、平成17年2月15日から施行するものでございます。

また、4ページ、5ページに、規約に規定する関係市町の長が協議して定める事項につきまして協議をいたしました内容を、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会規約に基づく協議書として作成をしておりますので、お示しをさせていただいております。

次に、資料の6ページをお開きください。

報告第2号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会幹事会規程について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条は幹事会設置の趣旨を、第2条は幹事会の所掌事務を、第3条は、幹事は3人をもって組織するというので、各市町の助役をもってこれに充てることといたしております。

第6条をご覧いただきたいと存じますが、規約に基づきまして、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置くことといたしております。

7ページでございますが、第7条、報告、第8条、庶務、第9条、委任を規定いたしまして、本年2月15日から施行するものでございます。

次に、資料の8ページをご覧ください。

報告第3号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会専門部会規程について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条は専門部会設置の趣旨を、第2条は、専門部会の組織といたしまして、別表に掲げる専門部会ごとに協議会を構成する市町の部長相当職又は課長相当職をもって充てることといたしております。

第5条の分科会につきましては、必要に応じて専門部会に分科会を置くことができることといたしております。

それから、第6条、報告、第7条、庶務、9ページでございますが、第8条、委任を規定いたしまして、本年2月15日から施行するものでございます。

9ページに別表がございますが、企画部会から会計部会まで21の部会を置くことといたしております。

次に、資料の10ページをご覧くださいと存じます。

報告第4号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事務局規程について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条は事務局設置の趣旨を、第2条は、事務局の所掌事務を第1号から第5号まで掲げてございます。

第3条、第4条、それから第8条、第9条につきましては、事務局の職員につきましての関係でございます。

それから、第5条でございますが、会長の決裁事項について。

11ページでございますが、第6条、専決事項、第7条、公印、第10条、事務の処理方法を規定いたしまして、本年2月15日から施行するものでございます。

11ページに別表がございますが、第7条関係の公印につきまして規定をいたしております。

次に、資料の12ページをご覧ください。

報告第5号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会財務規程について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会財務規程について、

次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条は財務規程の趣旨を、第2条は歳入歳出予算について規定をいたしておきまして、協議会を構成する市町の負担金、その他の収入をもって歳入といたします。

また、協議会の事務の執行に要する経費をもって歳出といたします。

そのほか、第3条、予算の款及び項の区分、第4条、予算の補正、第5条、出納及び現金の保管、第6条、協議会出納員、第7条、決算、13ページでございますが、第8条、収入及び支出の手續を規定いたしまして、本年2月15日から施行するものでございます。

なお、協議会委員、監事、アドバイザーの謝礼につきましては、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会委員等謝礼基準を別に定めさせていただいております。

次に、資料の14ページをご覧ください。

報告第6号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条は会議運営規程の趣旨を、第4条は議事の進行でございますが、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とさせていただきますが、ただし書きにございますように、意見が一致しない場合につきましては、出席委員の3分の2以上の賛同をもちまして決するものとさせていただきます。

次に、第6条は傍聴でございますが、会議は傍聴することができるものといたしております。

15ページをお開きください。

第8条は会議録でございますが、議長は、第1項の1号から4号に掲げてございます事項を記載した会議録を調製するものといたしております。特に、第3項につきましては、会議録は議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものといたしておきまして、先ほど議長から会議録署名人につきましてご指名をさせていただきました。

それから、第9条、会議録等の公開でございますが、会議録及び会議に提出された資料につきましては、公開を原則といたしております。

本規程につきましては、本年2月15日から施行するものでございます。

なお、会議録につきましては、発言者の氏名等を入れて作成をさせていただく予定でござ

いますので、ご了解を賜りたいと存じます。

次に、資料の16ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第7号 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議傍聴規程について。

平成17年2月15日施行の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

第1条は会議傍聴規程の趣旨を、第3条、定員でございますが、一般席の定員は50人とさせていただきますいておりますが、会場の都合により定員を増減することができるものとさせていただきます。

第4条は傍聴の手続でございますが、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超える場合には、抽選をさせていただくものとさせていただきます。

このほか、第5条、会場に入場できない者、第6条、傍聴人の守るべき事項、それから17ページでございますが、第8条、職員の指示などを規定いたしまして、本年2月15日から施行するものでございます。

以上、報告第1号から報告第7号につきまして、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 ご苦労さまでした。

只今事務局から、報告第1号から報告第7号について報告がございました。

ここでご質問等をお受けしたいと思っておりますが、大変恐縮ですが、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ私からご指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言いただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

では、只今の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

井口委員さん。

○井口委員 相模原の井口と申します。

1点、確認をさせていただきたいことがございまして、報告第1号の協議会の事務、第3条の第1項に「合併の是非を含めた」云々というくだりがありまして、この合併というものは一体どの合併を指すのかを協議に入る前に確認をしたいと思っております。

というのは、会長、副会長から冒頭でご挨拶がございました事情があるのは、ご説明いた

だったのが分かったのですが、この合併協議会においては、相模原市と津久井町、相模湖町の1市2町の合併、いわゆる、天野町長からもお話がありましたが、飛び地で合併をすることの是非を検討していくのか、それとも、ご挨拶の中で色々ありましたが、最終的には1市3町、1市4町という形をイメージして協議をしていくのか、これを協議の前提として確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 只今の井口委員のご質問でございますけれども、この協議会規約自体が相模原、津久井町、相模湖町という1市2町の協議会規約となつてございますので、ここの合併の是非を含めた協議といいますのは、基本的に、この1市2町の協議に関する事項ということでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ。では、井口委員、どうぞ。

○井口委員 すみません、たびたび恐縮ですが、となると、合併をしていく協議の中では、ご挨拶の中でございました1市3町、1市4町という枠組みは全く考慮しない、この飛び地の状態の合併の是非を考えておくということによろしい訳ですね。すみません、重ねての確認ですが、お願いします。

○小川会長 田所事務局長。

○田所事務局長 基本的には、この規約自体はそのような範囲の中で決めている訳でございますので、そのようなご理解を賜りたいと思います。ただ、会長、副会長のご挨拶にもございましたとおり、今までの経過等もございますので、それらを含めた中で、最終的には1市2町として合併の是非を含めたご判断をいただくということで考えてございます。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 では、特にないようでございますので、報告第1号から第7号につきましてはご承認をいただいたものといたします。

次に、協議事項に入らせていただきます。

初めに、関連がございますので、「協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成16年度相模原市・津久井

町・相模湖町合併協議会予算について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいただきます。

片野事務局次長。

□協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について

□協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について

○片野事務局次長 それでは、協議会資料の18ページをご覧くださいと存じます。

協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について。

平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

本協議会の平成16年度の事業計画でございますが、1といたしまして、会議の開催でございます。相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に関する協議等を行うために合併協議会の会議を開催するものでございます。

2といたしまして、新市建設計画の作成でございます。相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に係る建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業計画及び財政計画等を作成するものでございます。

なお、新市建設計画につきましては、合併後の新市のまちづくりの基本方針を示すこととなるもので、作成に当たりましては、1市2町の住民の皆様のご意見を伺い、反映することが大切でございますことから、明日から3月9日までの期間で、後ほど協議事項としてご説明をいたします案につきまして公表いたしまして、ご意見の募集を行うことといたしております。いただきましたご意見につきましては、協議の参考にさせていただくため、取りまとめた上、本協議会にご報告をさせていただくこととしております。

次に、3といたしまして、行政制度等の調整方針の協議でございます。主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議するものでございます。

4といたしまして、合併協定書の調印でございます。新市建設計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の調印を行うものでございます。

5といたしまして、広報の実施でございます。合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報の提供、意見の募集を行うものでございます。

なお、本日の会議録、あるいは皆様方、協議会委員の名簿等につきましては、協議会だよ

り、ホームページにも掲載をさせていただき予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、資料の19ページをお開きください。

協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について。

平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

本協議会の平成16年度の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000万円とするものでございます。

下段の別表をご覧くださいと存じます。

歳入歳出別の内訳でございますが、歳入につきましては、各市町からの負担金3,000万円でございます。歳出につきましては、事業費として2,624万6,000円、総務費といたしまして329万6,000円、予備費といたしまして45万8,000円、合計3,000万円でございます。

なお、第1回合併協議会の開催に要しました経費につきましては、財務要項に基づきまして会長の専決事項として実施をさせていただいております。

以上、「協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について」及び「協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について」の提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

会議開催の18ページの2番の新市計画作成の、この相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に係る建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業及び財政計画等を作成すると。この中で、先ほど言われました1市2町、これはパブリック・コメントというようなご意見を各

町でお書きし、意見として集約するのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 パブリック・コメントの関係でございますが、先ほどちょっとご説明申し上げましたが、合併協議会といたしましては、合併協議会だよりの中でご意見をいただくような広報をさせていただく考えでございます。

なお、各市町が独自に行うかどうかということにつきましては、それぞれの市町の状況がございますので、そちらの方でご判断をいただくべきものかというふうに考えてございます。したがって、協議会といたしましては、新市建設計画について住民の方にお知らせをいたしまして、その中で新市建設計画についてのご意見をいただく機会を設けるということで考えてございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 1点、質問と、1点、意見を述べさせていただきたいと思います。

協議第1号の新市建設計画を作成するということですが、こちらは質問ですが、この新市建設計画は、前回、任意合併協議会、1市3町でまちづくりビジョン検討委員会が作ったまちづくりビジョンに基づいて作成をされるのか、それとも、1市3町と飛び地の1市2町では全く異質なものであるのか、全く別個の観点から作られるのか。後者の場合に、その市民参加のまちづくりビジョンの作成は今後行わないのかというのが質問でございます。

もう1点、意見でございます。色々誤解があるといけないのですが、私は、1市3町ないしは1市4町の合併自体には賛成をしております。しかも、3月の合併特例の期限までの合併には賛成をしておりますが、しかしながら、1市2町の飛び地となると、やや考えるところがございます。できましたら、この事業計画の中に、当然、城山町、藤野町の動向も今後色々絡んでくると思いますので、規約にございました合併の是非を含めた検討をどこかのタイミングで是非行っていただきたいと思っております。もし飛び地で固まる合併になってしまう場合には色々な影響が出てくると思いますので、どこかで検討できる場を設けていただきたいというのが意見でございます。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 お答えいたします。

まず、新市建設計画につきましては本日ご説明をさせていただく予定になっておりますけ

れども、考え方といたしまして、1市3町の任意協議会で検討していただきましたまちづくりビジョンを参考にさせていただきまして、それをなるべく反映する形で作らせていただいております。それは本日もご協議いただければと考えております。したがって、今回新しく委員会を作って、新しい形での、1市3町とは全く別に、1市2町で一から計画を作るといようなことは、事務局としては考えてございません。

それから、城山町、あるいは藤野町の状況につきましては、適宜情報提供はさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○小川会長 他にございませんか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 すみません、1点だけ。合併の是非を検討する場面——報告をいただくのはもちろん非常に助かるのですが、合併の是非をこの委員の中で検討する場を設けていただくことは、協議ですので委員の皆さんにもお願をしたいと思いますが、そういう場を設ける必要があるのかなのかという点を協議していただきたいと思います。

○小川会長 井口委員に念のためにお聞きしたいんですが、合併の是非を諮るというチャンスを、機会を必ず持つてほしいと、こういう意味ですか。それとも、必要があった場合にということ。どうなんでしょうか。

○井口委員 もちろん、1市2町の先行、飛び地の状況の協議が進んでいく中で、城山町、藤野町もそうなんですが、状況に応じては、それが不要ない場合も当然あるかと思えます。しかし、1市2町で、要するに、この協議会が、最後、1市2町の状態で、少なくとも飛び地になってしまう可能性を残した状態でそれを推進していくということが本当にいいのかどうかということを皆さんの合意のもとで進めたいので、必ずやりましょうということではないのですが、関係、城山町とか藤野町の状況を見ながら、協議の最後の場面でも構いません。皆さん、委員の中でお話をした上で、この協議会、ではそうやって進んでいきたいと思いますという場を是非設けていただきたいなという希望です。よろしいでしょうか。伝わりましたでしょうか。

○小川会長 今の井口委員のお考えをまとめますと、しかるべきときに、この1市2町の合併の是非について皆さんに諮ってほしいと、そういうことですか。ですから、もう必ず諮るという意味でいいですね。

○井口委員 はい、そのとおりです。

○小川会長 そうですね。状況によりけり、もちろんそうなんですが。いわゆる飛び地

というんでしょうか、そういう状況になった場合——なったというか、まだなるかどうか分かりませんが、なる可能性があるような場合にと、そういう意味です。そういう条件ですね。

○井口委員 はい、そうです。

○小川会長 そのようなご意見のようでございますが、皆様、いかがでございましょうか。このことについてご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思います。

はい、どうぞ。高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 2町共通から出ております、高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

只今の井口委員の意見でございますが、私は賛成させていただきたいと思います。必ず諮るべきであると考えております。

それに関連してでございますが、できれば、その飛び地合併になってしまったときのメリット、デメリット——デメリットの方が多いと思いますが、デメリットを調べ上げられるというか、調べるような委員会等が立ち上がって、その両方を比べられるような判断材料として、しっかりとした形で議論ができればと思います。その委員会が立ち上がることを強く希望したいと思います。

以上です。

○小川会長 そうですか。

他にございませんでしょうか。

では、小嶋委員さん。

○小嶋（省）委員 津久井町議会の小嶋でございます。

今、色々とお話が出ていますが、あくまでもこれは1市2町で協議する訳ですから、その協議の中で進めていっていただいて、ほかの城山町、あるいは藤野町の方でそういう、その時期に申し出があれば、それはそれでまた協議をしていただくと。あくまでもこの協議は1市2町で進めていくのが筋だろうというふうに思います。

それから、今、高橋委員から出ましたけれども、別に、デメリットですか。1市2町で進めた場合のデメリットを検討する委員会という話が出ましたけれども、少なくとも、どういう形にしろ、1市4町であれ、3町であれ、あるいは1市2町であれ、メリット、デメリットは必ずあると思います。ですから、あくまでも私は、1市2町の協議会ですから、その中で別途に委員会を設けるというのは時間的に果たしてどうかなというふうに思いますので、

これはまた、色々と色々な委員さんの意見を出していただいて、設置するのであれば、決してそれを否定しませんけれども、少なくとも今まで1市3町で進めてきたものを基本に、この1市2町で検討していただきたいと、このように思います。

○小川会長 宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 津久井町の宮下です。

この法定協に来るまでに、任意協議会を7回やりました。この協議会でほとんどの、いわゆる1, 283事業についてのそれぞれ詳細にわたる検討が行われている訳です。そのデメリット、メリットはそれなりに各町が理解してきたはずです。住民にも知らせてきたはずです。そのもとに、各町の温度差はあっても、1市2町がここに集ったと。その件を踏まえなくても、私は、ここの場合は、1市2町がそれぞれの町、いわゆる市で検討して、最終的にはそれぞれの市、あるいは町が議会で決すると、そういったことになっております。だから、私は、そういった、確かに、この会議で是か非か決めるという、それも一つかと思いますが、私はそういう場ではないのではないかと思います。最後の決定権は各町、各市の議会にあると、そう考えております。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 たびたびすみません。もちろん、最終的に決められるのは各市町の議会だということは十分承知しているつもりでございます。ただ、一つ申し上げたいのは、今まで1市3町で多くの会議と多くの専門部会、多くの委員会を重ねて、やっとたどり着いた、この今回の今日の会議でございますが、それは、あくまでも1市3町で合併した場合の色々な様々な事務のすり合わせがございまして、1, 283本、色々検討されたと思いますけれども、それはあくまでも私は1市3町での合併だととらえております。それを、一つの町が抜けてしまったというか、今入れないでおりますが、入れないでおるのに、その検討した結果をそのまま反映するというのは私は少し違和感を覚えたので、先ほどからそういう意見を出させていただいておりますが、よろしく願いいたします。

○小川会長 どうぞ、関戸委員ですか。

○関戸委員 津久井町商工会の関戸です。

この合併は、1市4町で合併をするということを意図にスタートしておりますけれども、諸般の事情で1市3町になり、そして1市2町になったという経緯は、それぞれ時間をかけて理解をしていると思います。しかも、その救いの道といいますか、1市3町という道もあ

りまして、また1市2町もあると。今朝ほどの新聞では、城山は1市3町はないというふうなことがありましたけれども、いずれにしても、そういう結論が、今こういう経緯がある訳ですから、この1市2町というのは1市2町で進めるべきだなと。しかし、考えとしては、先ほど天野町長もおっしゃいましたように、長期的な目標、イメージは、4町だというイメージがある訳ですから、もっともっと大切なものを失ってしまうという、そのことで、1市2町に、しょうがなくここへ来た訳ですから、飛び地を目指してきた訳ではないということが非常に大切ではないかと思えます。

○小川会長 どうぞ。向山委員さん、どうぞ。

○向山委員 ベストな選択肢は、それは1市4町ですけれども、やむなき苦渋の選択という、一つの、少しでもよりベターな方向でということ法定協議会のスタートだと思うんですけどもね。粛々とこの協議事項を進めていくということが、その先に是か非かが生まれたり、メリット、デメリットが生まれたり、そこで判断することだと思うんです。粛々とこの協議事項にのっかって進めていくべきだというふうに思えます。

○小川会長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 重ねて、すみません。私も、1市3町、1市4町、法定期限内の合併に賛成をしているところではございますが、今、この合併協議会が1市2町で進むことになっております。飛び地になるということとならないということは、私は非常に大きな違いがあると思っております。今まで行われてまいりました任意合併協議会、まちづくりビジョン検討委員会は、市の一体感、全体感を大切にしようということでお話が進んできたことと思っております。同じ1市2町であっても、飛び地があるかないでは私は大きく違うと考えておまして、ということでもありますから、今までの皆さんのご苦勞を色々考えたり、私も合併をしたいと思っている立場から、1市2町の飛び地の合併で協議を進めていきながらも、関係町の状況を踏まえて、一度、その飛び地のまま合併するのもしないのかということをごくこのタイミングで協議をしたいと申し上げているだけで、協議をしない方がいいという意見の方ももちろんいらっしゃるかと思います。本当に飛び地でいいのかということ、今、毎日考えながら、協議を進めながら、それで協議が全部終わったときに、本当にこれでいいのか、城山町、藤野町の状況はどうなのか、このまま、もしかしたら本当に1市4町、1市3町にならずに飛び地で固まってしまうのではないかと、固まってしまうことが本当にいいのかどうかということをやはりごこのタイミングで考えるべきだと思っております。

先ほど高橋委員が言われたように、メリット、デメリット。要するに、私たちのこの任意

合併協議会、まちづくりビジョン検討委員会は、飛び地を全く前提としていないで協議が進んでいたものでありますから、だからといって、今までのご苦勞と、私たちの希望も皆さんとほぼ同じだとは思うのですけれども、飛び地が本当にいいのかというのを色々な視点でやはり考えてみる必要があるのではないかなとご提案をさせていただいたところでございます。

○小川会長 いかがでございましょう。

小嶋委員さん、お願いします。

○小嶋（省）委員 私は津久井町議会の方で出させていただいておりますけれども、少なくとも、1月26日の首長懇から始まりまして、2月1日まで、各首長さんには大変お骨折りをして、色々協議をされておるようでございます。うちでは町長からその経過について全部報告いただいています。議会としては、あくまでも、色々な状況の中で、今お話が出ましたように、期限内にまず合併を何とか成功させたい。これが1つです。

それから、その協議の中で、今まで7回協議がされた任意協議会、これを白紙に戻してほしいと、こういう意見が首長さんの中であったようですけれども、津久井町議会としてはそれは全く認めることはできない。7回、大変多くの委員の皆さんが熱心に協議をされた結果をまた白紙に戻すということは、これは全く容認できない。さらには、委員の構成を変えると、こういう意見もあったようですけれども、それも容認できない。

したがって、津久井町としては、最終的な津久井町の判断として、期限内で町長から相模原市、小川市長の方へお申し入れをしてほしい。それから、今申し上げたような任意協議会の協議を白紙に戻すことも、これも容認できない。さらには、委員の構成についても、全部入れかえるということも、それはまた色々正副会長さんの方で協議があるんですが、基本的には任意協議会で協議がされた各委員さんの色々な今までの情報が当然ある訳ですから、知識もある訳ですから、そういうものを基本に考えていただきたい。それがどうしても飲めない場合は、津久井町としては、相模原市へ単独でもいいから津久井町として申し入れをしてほしいと、こういう議会としてはお願いをしています。ですから、それに沿って今回の協議が始まったというふうに理解をしておりますので、その点では皆さんにもご了解いただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

大神田委員さん、どうぞ。

○**大神田委員** 大神田でございます。

私は、この協議会の中に、1市2町という形でこの会議に今日臨んでおります。その前には、我が町でも、1市2町の合併、城山さんが諸事情でこの会議に出席できないという形の問題点もございました。そんな協議もされた中でこの協議に臨んでいるのが現状でございます。

それと、いま1点は、1市3町で任意協議会をされた中で、新市計画の形が、城山さんを、ここの席に、協議会に出席はしていませんけれども、それを含めた協議をされるのか。内容によっては特例債という関係が違いがございますけれども、新市計画の中での形は、あくまでも1市3町で計画したものが1市2町に変わるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○**小川会長** 事務局、いかがですか。1市2町で新市建設計画を協議する場合に、1市3町で・・・。

はい、どうぞ。

○**内田事務局次長** 新市建設計画につきましては、この協議会が1市2町の法定協議会ですので、対象は1市2町というふうにならざるを得ません。しかしながら、任意協議会、そしてまちづくりビジョン検討委員会で、1市3町という枠組みの中で、皆様、大変ご熱心にご検討いただいてビジョンを作り上げてきたという経緯がございます。したがって、1市3町の区域の中の1市2町というような視点でもって、私ども事務局として案を作らさせていただいたのは、そういう皆様のご意向をなるべく反映するようという気持ちで作っております。ただ、法的には1市2町の新市建設計画ということでございます。

○**小川会長** よろしゅうございますか。

他にございませんか。

はい、高橋委員さん。

○**高橋（絢）委員** 高橋でございます。

1市2町で考えていくことは、我が町ではとにかくやっつけいこうということになっておりましたが、計画の中では、城山町が抜けるということは大変痛手だと、こう思う訳なんですけれども、ですけれども、協議の中に城山さんが入ってくるかどうかはまず問題ではないかなど、こう思います。私たちの町としても、城山が抜けることは非常に大変ですけれども、とにかくここを協議していただいて、決めてから、また後のことを考えていきたいと、こう思います。

○**小川会長** いかがでしょうかね。大体もう出尽くしたんでしょうか。

宮下委員さん、どうぞ。

○宮下委員 「最終的には1市4町」という発言は、会長からも、各副会長からも出ている訳です。大切なことは、特例法の期限内という一つの重要な財政支援を伴った選択肢、これはやはり住民の意見を尊重しなければいかぬと思うんです。ですから、それを捨てたところと、やはり住民がその期限内を目指す、これも本当に住民の大事な選択肢の1つなんだと。それを無視して我々は考える訳にはいかない。したがって、1市2町でやはり協議せざるを得ない。その選択肢を捨てているならば、それは是非、全部、1市4町のことを考慮してくれと言われても、そう簡単に、「はい、了解」と、そういう訳にはいかないんだと、私はそう思います。確かに、最後は1市4町でいくかも分かりませんが、やはりその差というのは歴然として4町にある訳ですから、それは、私は、この会だと1市2町を尊重すべきと、そう考えます。

○小川会長 永井委員さん、どうぞ。

○永井（充）委員 相模湖町の永井と申します。

今まで1市3町で任意協議会が7回行われてきました。これは1市3町で行われたものでして、現在行われている協議というのは1市2町。しかも飛び地になっているということが問題にしている面が多いと思います。そんな中で、今まで協議されてきたことを参考にすることは、多くのことを参考にするにはできるとは思います。飛び地という観点からいいますと、すべてが参考にならない面が非常に多いと思います。その点を相模原の井口さん等々が提案されたのかなと思っております。

最初に戻りますが、井口さんが提案されました1市2町の賛否を問うということを本協議会でも是非お願いしたいと思います。

○小川会長 はい、荒井委員さん、どうぞ。

○荒井委員 相模湖の荒井でございます。

相模湖町の今回の議会での内容を概略申し上げますと、相模湖町は、相模湖町議会としては期限内の合併をしようということで、相模湖町は申し込もうと。どこが入らないは別問題といたしまして、相模湖町議会としては、期限内の中で相模原と合併をしたいと、こういうのが相模湖町の議会の推進派の中の一括でございますので、私は、この相模原、津久井町、相模湖町の1市2町の合併の、このままで進めてもらえばいいと思います。

○小川会長 いかがでしょうかね。

私なりに、今までのご意見をちょっと整理させていただきますと、最初の井口委員からは、

合併の是非について、ある、しかるべきときに諮る。皆さんに諮る、そういう機会を欲しいということであったと思いますが、それからもう一つは、この1市2町が最終目的ではなくて、1市4町。望むことは1市4町なんだという共通のお考え、井口委員さんもおっしゃっていましたが、そのようなお考えが、皆さん、おありのようでございます。

それからもう一つは、1市2町になったのは、この合併特例法の期限内にその話をまとめたいんだということが一つ。それから、期限内というのは来月いっぱいということになりますが、最終的にね、とりあえずは。それから、合併するのは、ここの3月中にするのではなくて、来年、まだ1年、一応時間——いつかは別としまして、来年の3月までは一応ある訳でございますね。その間に、藤野町さんがお入りになる、これは特例に間に合わないまでもですよ。あるいは城山町さんもお入りになるということであれば、来年の春までには、3月までには1市4町が実現できると、こういうことですよ。そういう具合にいくのかいかないかは別として、一応形としますと。

それで、いかがでしょうかね。この規約にもございますが、新市の建設計画等を練っていく、その中で、おのずから、ある意味で結論めいたものが出てくるのかなという感じもしないでもない。それから、規約の中でも「是非を含めて」という言葉も入っておりますので、しかるべきときというのがいつと、ちょっと私も言えませんが、そのときに、いま一度皆さんで、この、いわゆる飛び地というんでしょうかね。これも、ですから、先ほどから言えることは、本当に飛び地かどうか、この3月中には言えない訳ですよ。来年の3月になると、そのときになって、ああ、やはりこうだったとか、どうだったということになる訳ですから、今から予測するということは、これも、どうかな。他自治体のことへ何となく内政干渉するような感じがしないでもないんですよ。

ですから、いかがでございましょうかね。この協議をとりあえず進めていただいて、その中で——中でというか、そのしかるべきときにこのことについていま一度お諮りをするということで、今日のところはいかがでございましょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 よろしゅうございますか。

では、事務局、いいですね。

では、そういったことでひとつご確認をいただきたいと思います。

そうしますと、この協議事項の第1号、2号につきましては、ほかにございませんでしょうか、この内容につきまして。この事業計画、そして予算でございますが。

ございませんですか、特に。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 すみません、最終的に確認させていただきたいんですが、ということは、飛び地とは完全になるかどうか分からないと、今、会長のお話でしたが、飛び地になってしまう可能性も残されている訳でありますよね。その観点で、では、その飛び地の弊害とかは一切検討しないという、津久井町さんの議会の議員さん方の強いご希望みたいに、そのまま酌んで、検討は一切しないという形で私は受けとめて持ち帰ればよろしいのでしょうか。

○小川会長 その辺、いかがか。これは私の考えですが、その辺は協議の中で出てくるのではないのでしょうか。どうでしょうかね。メリット、デメリットというんでしょうか、色々のこの協議の中で。いかがですか。何か、私が余り言うてはいけないかもしれない。

山岸委員、どうぞ。

○山岸委員 皆さん、前提がまず違っていると思うんですよ。もう1市4町の県北の理想都市を作ると、これがもう終局の目的にある訳ですよ。そこをまず前提にして、それですから、特例法、経費負担だとか、色々なことを考えると、助成措置があるときにやっておいた方が住民負担が少ないとか、そういうこともあって、先行合併だと。飛び地を想定して議論することではなくて、もう先行して1市2町でまず協議を進めて、それでもう城山さんも藤野さんもお理解をいただいて、やがては1市4町に育て上げると、これが本来の目的なんですよ。ですから、今日は仲間でもなくとも、3月31日までは入れるところもあるかもしれない。あるいは来年4月には、来年度、今年4月には一緒に協議会を作ろうというところも出てくるかもしれない。ですから、前提は飛び地合併ではないんだ。先行合併だという前提で、将来は、皆さん、お骨折りをいただいて、1市4町のいい都市を作りましょうよ。そこが前提なら、皆さん、共通理解をいただけると思うんですがね。そのように私は思っております。

○小川会長 井口委員。

○井口委員 私も3月末までの合併ができればいいと思っております。思っておりますが、飛び地として残るリスクがある以上、合併特例期限と、その飛び地になるリスクをやはり冷静に考えなければいけないと思って意見をさせていただきました。1市4町を将来的に目指す方向で動いていくのは、この合併協議会の中の各委員の仕事ではございません。それは、各行政のトップの方、政治家の方が今後色々協議されていくんだと思います。この合併協議会では、飛び地で残ってしまったときのリスクをどう考えるかというところがやはり重要な視

点だと思っています。

ビジネスの世界でいくなれば、リスクは自分に返ってきますので、自分が自己責任でリスクを負ってチャレンジすることは構わないと思うんですが、今回のリスクに関しては、市民の方々に直接かかわってくるリスクだと私は個人的には思っています、しかしながら、合併特例期限を目指すというお考えにも賛同するところがあるので、色々協議を進めていく中で、どこかのタイミングで冷静に考えてみたらどうですかという意見をさせていただきましたので、1市4町、もちろん私はそれが理想だと思いますが、それはこの合併協議会の各委員が話し合うべきことではないと思います。

○小川会長 只今のは、私から申し上げたかと思うんですが、只今の井口委員は繰り返しという感じですね。ですから、この協議を進めていく中のしかるべきときに、そういったこの是非を問うというんでしょうかね。是非を決するというんでしょうか。そういう機会を欲しいと、あるべきだと、こういうことで、そういう機会があれば今のお話はよろしいと、こういうことでよろしい訳ですね。

○井口委員 はい。

○小川会長 そうですか。

はい、小嶋委員、どうぞ。

○小嶋（省）委員 先ほど、高橋委員、ちょっと誤解をされているようですけれども、この協議会は合併を目的としていますから、それはそれでいいんですが、あくまでも、津久井町議会はリスクを一切もう検討しない、そういうことではないんですよ。そういうことではなくて、合併の協議をすることを先行し——今、山岸委員からお話が出ましたけれども、合併することについて、協議を先行して1市2町でやっていく。その過程の中で城山さんや藤野さんがまたここへ加わってくれば、何も、最終的には1市4町になる訳ですから、議会もそういう立場なんです。決してリスクを検討しないとか、そういうことは一切協議する必要なしと、そういうことではないんです。あくまでも、合併するための協議を先行して1市2町で始めていくと。来年の3月末までには、藤野さん、城山さんがそれぞれご判断されて、加わっていただく場合には、一向に私たちは——津久井町としては当初から1市4町という基本ビジョンがありますから、大いに歓迎をして、できたら1市4町の合併を実現していただきたい。こういうことですから、誤解のないように申し上げておきます。

○小川会長 いかがでございましょう。この協議第1号並びに第2号につきまして、特に他のこととございませぬですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 他にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございました。

したがいまして、「協議第1号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成16年度相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会予算について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第3号 合併協定項目について」並びに「協議第4号 事務事業一元化の基本方針について」を議題といたします。

事務局から一括して資料の説明をいたさせます。

内田次長ですか、どうぞ。

□協議第3号 合併協定項目について

□協議第4号 事務事業一元化の基本方針について

○内田事務局次長 それでは、資料の20ページをお開きください。

協議第3号 合併協定項目について、御説明をさせていただきます。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会における合併協定項目について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

合併協定項目、30項目ございますが、読み上げさせていただきます。

1、合併の方式、2、合併の期日、3、新市の名称、4、新市の事務所の位置、5、議会議員の定数及び任期の取扱い、6、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、7、特別職の身分の取扱い、8、一般職の職員の身分の取扱い、9、財産の取扱い、10、条例、規則等の取扱い、11、事務組織及び機構の取扱い、12、行政連絡機構の取扱い、13、慣行の取扱い、14、公共的団体等の取扱い、15、町名・字名の取扱い、16、土地利用の取扱い、17、上下水道事業の取扱い、18、地方税の取扱い、19、国民健康保険事業の取扱い、20、介護保険事業の取扱い、21、保健衛生事業の取扱い、22、使用料、手数料の

取扱い、23、補助金、交付金等の取扱い、24、一部事務組合等の取扱い、25、清掃事業の取扱い、26、消防業務及び消防団の取扱い、おめくりいただきまして、27、防災事業の取扱い、28、地域自治区等の設置及び都市内分権、29、各種事務事業の取扱い、30、新市まちづくり計画。

以上の30項目でございます。

今回は法定協議会でございますので、30番目にあります新市まちづくり計画は、合併特例法に基づく市町村建設計画のことでございます。

次に、22ページをご覧ください。

協議第4号 事務事業一元化の基本方針について、ご説明をさせていただきます。

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

事務事業一元化の基本方針。

1、基本原則。

(1) 一体性の確保。新市に移行する際、住民の生活に支障を来さないよう、できるだけ早く一体性を確保できるよう調整する。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては段階的に調整する。

(2) 住民福祉の向上。現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点から、サービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努める。

(3) 負担の公平。使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。

(4) 健全な財政運営。新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努める。

(5) 行政改革の推進。事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努める。

23ページをお開きいただきまして、(6) 地域特性の尊重。各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努め

る。

2、調整方針。

(1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図る。

(2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図る。

3、調整方針の区分。

事務事業一元化の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として、定める。表にございますように、調整方針の区分。まず、現行。現行のまま存続の場合でございますが、調整方針の具体例といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐ。

それから、統合の場合、②合併時に統合ですけれども、合併時に相模原市の制度に統合する。それから、合併時に相模原市の制度を適用する。この適用するというのは、2町に制度がなくて、市にだけ制度がある場合、適用するという表現でございます。

③速やかに統合。この場合の具体例といたしましては、合併後速やかに相模原市の制度に統合する、あるいは制度を適用する。3つ目としまして、合併後速やかに新市において検討する。このような具体例を挙げております。

次、④段階的に統合の場合ですが、合併後3年ないし5年以内に相模原市の制度に統合する、あるいは制度を適用する。合併後3年（5年間）で段階的に相模原市の制度に統合する。合併後3年（5年）を目途に、新市において検討するという具体例でございます。

廃止する場合がございますが、⑤廃止の方向で調整ですが、具体例といたしましては、合併時に廃止する。合併後速やかに廃止する。それから、合併後3年（5年）以内に廃止する。合併後3年間（5年間）で廃止する。合併後3年間（5年間）で段階的に廃止する。このような具体例によって事業の整理をさせていただくものでございます。

なお、表の下に米印がございますが、経過措置の期間の設定につきましては、原則として3年間といたしますが、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とするものでございます。

次に、24ページでございますが、4、事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分でございます。

事務事業の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる協議ランク設定基準により定めた

協議ランクに応じた決定を組織において行うというものでございます。

決定組織というのは、合併協議会、幹事会、専門部会というものでございます。

まず、ランクAでございますが、合併協議会で協議すべきものとして、（１）合併の基本4項目とされているもの。これは、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置でございます。

それから、（２）合併特例法に規定されているものということで、議会議員の定数及び任期の取扱い等でございます。

（３）住民生活に関わり合いの深い給付と負担に直結するもの。例といたしましては、国民健康保険事業の取扱いや介護保険事業の取扱い、保健衛生事業の取扱いなどがございます。

（４）各市町の地域の実情、特性などから協議が必要なもの。例といたしまして、土地利用の取扱い、上下水道事業の取扱いなどがございます。

（５）各種事務事業のうち一元化するための調整が特に困難であるもの。

以上がランクAでございます。

次に、ランクBでございますが、これは、専門部会、幹事会で協議いたしまして、合併協議会に報告するものでございます。これは、各市町で実施している事務事業の一元化にあたりまして、財政的な影響が大きいものを選ばせていただくものでございます。

次に、ランクCでございますが、これは、専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するものでございます。各市町で実施している事務事業の一元化にあたりまして、各市町の事務事業の内容が同様なもの又は相違の比較的軽微なものということで整理をさせていただいております。

以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長　ご苦労さまでした。

只今事務局から、「協議第3号 合併協定項目について」並びに「協議第4号 事務事業一元化の基本方針について」、説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

どうぞ、高橋委員さんですか。

○高橋（絢）委員　4番の事務所の位置でございますが、これに関して、我が町では、相模原市というと、どうしても遠いという感覚がありまして、出張所として橋本の駅の方に出張所

があるところを見ましたけれども、そこをもう少し充実していただいて、相模湖町の奥からバスで来たりとか、電車で来たりした場合に大変遠いという感覚がないように、出張所を充実していただきたい。例えば、社会保険庁は、国のお仕事とか県のお仕事とか、それからパスポートの件とかは県のお仕事のものなんですけれども、そういうのも一緒にやっているところもあると伺っておりますので、その辺のところがもし充実できたらと、こう思いますので、要望ですが、お願いしたいと思います。

○小川会長 ああ、そうですか。ありがとうございます。またこの件で後ほど協議する機会もあると思いますから、こういう形でこれから協議を進めますよという今前提ですから。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にご意見ないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第3号 合併協定項目について」並びに「協議第4号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございましたので、「協議第3号 合併協定項目について」並びに「協議第4号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第5号 合併の方式について」、「協議第6号 合併の期日について」、「協議第7号 新市の名称について」、「協議第8号 新市の事務所の位置について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第5号 合併の方式について

□協議第6号 合併の期日について

□協議第7号 新市の名称について

□協議第8号 新市の事務所の位置について

○田所事務局長 それでは、お手元にご置きます資料の25ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第5号から協議第8号まで、説明をさせていただきます。

まず、協議第5号でございます。合併の方式について。

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

合併の方式は、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

次に、26ページでございますけれども、協議第6号 合併の期日についてでございます。

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律の適用を受け、平成18年3月20日とする。

これにつきましては、27ページをお開きいただきたいと存じます。

27ページに、合併の期日に関する基本的な考え方をお示ししてございます。

まず、1の基本的な考え方といたしまして、1つといたしまして、住民生活や住民サービスへ及ぼす影響を最小限にすることを第一に考える。

次の2といたしまして、各種財政支援措置を定めた合併特例法の期限内であること。電算システム統合等の合併準備作業や諸手続に要する時間などを総合的に判断することといたしております。

理由といたしまして、まず、住民サービスとの関係でございますが、アといたしまして、住民への周知及び説明がございます。新市で行う住民サービスの内容や手続の変更内容などを住民に周知する期間が必要であること。

イといたしまして、電算システムの統合につきましては、窓口業務を中心に、大部分が、現在、電算システムにより行われております。こういった住民サービスに支障を来さないためには、システムの安全かつ確実な移行が重要でございます。電算システム統合には、統合直前に膨大な作業が集中し、時間を要するため、土・日の閉庁日に十分時間をかけて行う必要がございます。そのため、平成18年3月20日につきましては土・日でありまして、また21日、翌日が祝日になることから、万一の作業不具合等への対応も可能と考えるものでございます。

次に、ウといたしまして、事務事業の引き継ぎの関係でございますが、事務室の移動や案内表示、あるいは物品の準備に時間を要すること。合併時に予想される事務事業や住民サー

ビスが滞りなく行えるように、効率的かつ適正に事務処理・引継ぎをするために十分な時間を確保する必要があるものでございます。

(2) といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律の適用でございます。市町村の合併の特例に関する法律の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに県知事に合併申請をいたしまして、平成18年3月31日までに合併することが必要となるものでございます。

次に、28ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第7号 新市の名称についてでございます。

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

続きまして、29ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第8号 新市の事務所の位置についてでございます。

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号、現在の相模原市役所の位置でございますが――とする。

以上、協議第5号から協議第8号までの説明とさせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第5号 合併の方式について」、「協議第6号 合併の期日について」、「協議第7号 新市の名称について」、「協議第8号 新市の事務所の位置について」、説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

まず、「協議第5号 合併の方式について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がありましたので、「協議第5号 合併の方式について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第6号 合併の期日について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありました。

「協議第6号 合併の期日について」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第7号 新市の名称について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありました。

「協議第7号 新市の名称について」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第8号 新市の事務所の位置について」、お諮りをいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありました。

「協議第8号 新市の事務所の位置について」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

休憩いたします。再開は45分ですか。5時45分。約10分間、11分でしょうか、休憩をいたします。

休憩 午後5時33分

再開 午後5時44分

○小川会長 会議を再開いたします。

引き続き協議を進めさせていただきます。

少々時間がかかりますが、「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」から「協議第33号 新市まちづくり計画について」までを一括して説明させていただいてから協議に入らせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、事務局より説明をいたさせます。

内田次長。

- 協議第 9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 11号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 12号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 13号 財産の取扱いについて
- 協議第 14号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第 15号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第 16号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第 17号 慣行の取扱いについて
- 協議第 18号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 19号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第 20号 土地利用の取扱いについて
- 協議第 21号 上下水道事業の取扱いについて
- 協議第 22号 地方税の取扱いについて
- 協議第 23号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 24号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 25号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第 26号 使用料、手数料の取扱いについて
- 協議第 27号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 28号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 29号 清掃事業の取扱いについて
- 協議第 30号 消防業務及び消防団の取扱いについて
- 協議第 31号 防災事業の取扱いについて
- 協議第 32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について
- 協議第 33号 新市まちづくり計画について

○内田事務局次長 それでは、資料の30ページをお開きください。

協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数3人（津久井町2人、相模湖町1人）を加えた49人とするものでございます。

それでは、31ページをお開きください。

31ページは、議会議員の定数及び任期の取扱いについて整理をしたものでございます。

1、1市4町の議会議員の定数等と任期については、表に記載のとおりでございます。相模原市及び津久井町、相模湖町につきましては、網かけをしたもの、太枠で囲ったところでございます。

2、議会の議員の定数及び在任に関する特例等についてでございますが、この下の表は、一般原則及び特例措置の内容を整理したものでございます。1市3町の任意協議会におきましては、議員の定数等に関する検討委員会でご議論いただき、合併特例法による特例のうち定数特例を適用することとなったものでございます。したがって、下の表の合併特例法による特例の定数特例というところでございます。

32ページをご覧ください。

3、合併特例法による定数特例の算定式によりますと、その下の表にございますように、津久井町については議員定数加算数は2人、相模湖町については1人となるものでございます。

それでは、次のページをお開きください。

協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、ご説明させていただきます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、新市に相模原市の区域と津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置する。

2、相模原市、津久井町及び相模湖町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

3、市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。相模原市を区域とするものが委員数20人、津久井町及び相模湖町を区域とするものが12人でございます。

なお、参考といたしまして、委員の定数及び任期の考え方を34ページに、それから現況比較、これは1市4町になりますけれども、35ページに記載させていただいております。

それでは、36ページをご覧ください。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて、ご説明させていただきます。

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

津久井町及び相模湖町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職することとしております。

37ページから39ページは、特別職の現況比較表でございます。

それでは次に、40ページをご覧くださいと存じます。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて、ご説明させていただきます。

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、津久井町及び相模湖町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。

2、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うことといたしております。

41ページと42ページは、一般職の職員の現況比較表でございます。

なお、42ページには、一部事務組合の現況についても記載をさせていただいております。

次に、43ページをご覧くださいと存じます。

協議第13号 財産の取扱いについて、ご説明させていただきます。

財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、津久井町及び相模湖町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。

なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し、調整する。

2、津久井町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐこととしております。

44ページ以降に財産の現況比較を載せてございます。

それでは、少しページが飛びますけれども、57ページをご覧いただきたいと存じます。

57ページ、協議第14号 条例、規則等の取扱いについて、ご説明させていただきます。

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をすることといたしております。

58ページに現況比較表を掲載しております。

次に、59ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて、ご説明させていただきます。

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ総合的な事務所とする。

2、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。

3、津久井町及び相模湖町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、津久井町及び相模湖町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

60ページをご覧ください。

2、個別方針に記載してございますけれども、行政の機能を3つに分類いたしまして、基本方針を踏まえて、合併後の本庁の組織、出先機関などについて整備を図ることといたしております。

基本方針につきましては、1の——その上に書いてございますけれども、(1) 合併後の事務組織及び機構につきましては、住民福祉の向上を目指しまして、津久井町及び相模湖町の役場・支所等の機能を考慮する。

(2) 地域住民とのパートナーシップの観点から、それぞれの地域が有する個性や特徴を活かした「まちづくり」の推進を図る。

(3) 各市町の管理部門その他の部門における政策企画の立案、内部管理に関する業務等を統合し、行財政運営の効率化を図ることといたしております。

その下の表の説明でございますけれども、本庁につきましては政策企画内部管理機能ということで、右側の具体例をご覧いただきたいと存じますけれども、総合計画や都市計画等の策定事務、あるいは予算編成、人事など内部管理事務、こういったものは本庁で統合して行うものでございます。

それから、下の2つが出先機関で行う業務でございますけれども、まちづくり支援機能の区分といたしましては、具体例といたしまして、農業や観光などの地域産業の振興、あるいは、1つ飛びまして文化財の保存、公園や緑地などの維持管理、道路や下水道の維持補修などでございます。

それから、住民サービス提供機能といたしましては、戸籍住民基本台帳、国民健康保険、年金関係などの届け出の受付や証明書の発行、市税などの収納、それから、2つ飛びますけれども、保健福祉サービスの提供ということで、保健所の入所や要介護認定、医療費助成などの申請受付、保健師の訪問指導など、住民の皆様身近なサービスの提供を行うものでございます。

それから、61ページをご覧いただきたいと存じますけれども、(1)、(2)は今申し上げましたとおりですが、(2)の2段落目でございますが、現在の津久井町及び相模湖町の出先機関につきましては、住民サービスの低下を招くことがないように、その機能を維持することといたしております。

それから、(3)の附属機関でございますけれども、それぞれの所掌事務等を十分に考慮いたしまして、同種の場合は統合する。ただし、地域性などから設置する必要があるものは、現行のまま引き継ぐものとしております。

それから、(4)関連行政機関でございますけれども、津久井地域において、神奈川県が行っている行政サービスのうち、新市が行うものにつきましては、現行のサービス内容を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から、必要な組織の設置に関しまして県と協議を行うことといたしております。

62ページ以降は、事務組織の現況比較でございます。

ページが多少飛びますけれども、次に、77ページをお開きいただきたいと存じます。

77ページ、協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて、ご説明させていただきます。行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後、新市

の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。

2、自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後3年を目途に見直しを行うこととしております。個別の事務事業の調整方針は、一覧表のとおりでございます。

78ページからは、現況の比較表を掲載いたしております。

次に、83ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第17号 慣行の取扱いについて、ご説明させていただきます。

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、市章は、相模原市のものに統合する。

2、市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。

3、市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討することといたしております。

次の84ページから87ページにつきましては、市章などの現況を掲載しております。

次に、88ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて、ご説明させていただきます。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めます。

1、共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努めます。

2、共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めます。

3、独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとすることといたしております。

89ページから96ページまでは、主な公共的団体等の現況を記載させていただいております。

次に、97ページをお開きいただきたいと存じます。

97ページ、協議第19号 町名・字名の取扱いについて、ご説明させていただきます。

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。

2、津久井町及び相模湖町の区域内の字の区域は、原則として現行のとおりとする。

3、津久井町及び相模湖町の区域内の字の名称は、各町の意向を尊重することといたしております。津久井町と相模湖町には、町がなく、字のみとなっております。

98ページは、町名・字名の数について、表が記載されております。

99ページからは、町名・字名の一覧表を、相模原市と、それから参考で城山町、藤野町も含めて、津久井町、相模湖町のを102ページに掲載させていただいております。

それでは、103ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第20号 土地利用の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討することといたしております。

個別の事務事業の調整方針は、一覧表のとおりでございます。

104ページに現況比較を表としてまとめさせていただいております。

次に、105ページをご覧ください。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて、ご説明させていただきます。

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、水道事業。

津久井町の水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、津久井町青根地区の町営簡易水道事業のあり方について検討する。

2、下水道事業。

(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井町、相模湖町の単位負担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制

度に統合する。

(2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井町、相模湖町の単位分担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

(3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うこととしております。

個別の事務事業の調整方針は、一覧表のとおりでございます。

なお、表の1、水道事業についてでございますが、調整方針のところ、なお書きで「合併後、津久井町青根地区の町営簡易水道事業のあり方について検討する」というふうにしておりますのは、藤野町でも簡易水道事業を実施しておりますことから、1市4町で合併する場合に手数料の統一という課題が生じるためということで、このような表現にさせていただいているところでございます。

それから、108ページをご覧くださいまして、108ページの一番上の28、施設汚水ポンプ設置助成金ということでございますが、合併時に廃止するというふうにしております。これは、地形等により自然流下で公共下水道に汚水を排除できない場合に、施設汚水ポンプを設置する方に対しまして工事費を助成するものでございます。この制度は津久井町のみで実施しているものですが、合併時に廃止するものとしております。しかし、実際の工事において、現地の状況等を考慮した中で対応方針を決めるというふうにしておるものでございます。

それでは、説明者が変わります。

○片野事務局次長 それでは、111ページをお開きください。

協議第22号 地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求めらる。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統合する。

2、法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

3、固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。

4、軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統合する。

5、事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施することといたしております。

只今ご説明いたしました地方税に係る関連事業の調整方針は、調整方針一覧として番号1から8まで表にまとめております。

また、参考といたしまして、113ページから115ページまで、地方税の現況比較を表でお示しをさせていただいております。

116ページをお開きください。

協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

国民健康保険事業に係る関連事業の調整方針を、調整方針一覧として番号1から32まで表にまとめております。そのうち主なものにつきましてご説明をいたします。

番号1の国民健康保険税の取扱いでございますが、1市2町におきましては税率等が異なっており、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしますので、2町の国民健康保険加入者は、合併によって押しなべて税負担が軽減されることになると推測をいたしております。

次に、番号6、国民健康保険税収納率向上特別対策事業でございます。相模原市では、収納推進員による徴収訪問を行っておりますが、2町では収納推進員制度はございません。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

117ページをお開きください。

番号14、葬祭費でございますが、支給額に相違がございます。相模原市は8万円、津久井町と相模湖町は6万円でございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、番号20、健康診査等委託事業でございますが、相模原市では、40歳以上の被保険者を対象として実施している人間ドック助成事業を補完する、市独自の保健事業として実施をいたしております。30歳代の被保険者を対象としております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用することといたしております。

次に、番号21、人間ドック助成事業でございますが、1市2町で、対象年齢、助成額等に相違がございます。相模原市は対象年齢が40歳以上で、2町においては35歳以上としており、相模湖町は老人保健対象者を除いております。助成額につきましては、相模原市、津久井町が2万5,000円、相模湖町は1万5,000円となっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、助成額については、受給対象者の拡充を目指すとともに、受診者の自己負担額についても見直しを図ろうとするものでございます。

なお、参考といたしまして、119ページから127ページまで、国民健康保険事業の現況比較を表でお示しをしております。

128ページをお開きください。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

介護保険事業に係る関連事業の調整方針を、調整方針一覧として番号1から14まで表にまとめております。そのうち主なものにつきまして、ご説明をいたします。

介護保険事業につきましては、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度から制度化されたものでございます。40歳以上の人が被保険者として保険料を負担し、介護が必要となったときにサービスを利用できるものであり、市町村が保険者となって運営する制度でございます。

番号1の介護保険料の取扱いにつきましては、各市町村の介護サービスの総費用、被保険者数、後期高齢者の割合、高齢者の所得水準等をもとに算出することとなっております。現在、2町の保険料は相模原市よりも低い水準となっております。合併後の保険料についてでございますが、法令の規定では、3年ごとに事業計画を策定し、保険料を算定することとなっております。現在の保険料につきましては、平成15年度から平成17年度までの第2期介護保険事業計画に基づくものでございます。平成18年度から平成20年度までの第3期事業計画に基づく保険料につきましては、平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定して保険料を算定し、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号10、介護保険給付費支払基金積立金でございますが、これは、介護保険の剰

余金を積み立てて、保険給付費に不足が生じたときの財源とするための基金でございまして、1市2町において条例により設置しているところでございます。このため、調整の具体的方針につきましては、基金制度は現行のまま新市に引き継ぎ、合併時に基金残高を統合するものでございます。

参考といたしまして、130ページから133ページまで、介護保険事業の現況比較を表でお示しをさせていただいております。

134ページをお開きください。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて。

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

保健衛生事業に係る関連事業の調整方針といたしましては、134ページから141ページの調整方針の一覧のとおりでございまして、全部で87の事務事業のうち、合併時に相模原市の制度に統合又は制度を適用するとした事業は70事業でございます。

このうち、保健所政令市事務又は中核市事務のために2町との調整を要しないものが29事業でございます。その主な業務といたしましては、医事薬事業務、保健予防業務、環境衛生業務、食品衛生業務等でございます。

また、速やかに相模原市の制度に統合するといったものが、135ページでございしますが、番号21の生活習慣病対策事業をはじめ7事業、段階的に相模原市の制度に統合するといったものが、お戻りいただきたいと思いますが、134ページ、番号2の市民健康づくり運動推進事業をはじめとして3事業でございます。これらは、それぞれの地域の特性に配慮するために時間を要したり、関係機関との調整を必要とするものでございます。

最後に、現行のまま新市に引き継ぐといたしました事業は、7事業でございます。主なものといたしましては、衛生試験場の整備事業でございまして、135ページでございしますが、番号13の保健所衛生検査施設整備事業、番号14の総合保健医療センター維持管理補修事業、136ページでございしますが、番号35の保健医療計画、138ページでございしますが、番号61の精神障害者ホームヘルプサービス事業。また、141ページでございしますが、番号85の地域医療事業と86の看護職員確保対策事業のうち補助金に係るもの及び番号87の各種医療関係団体補助金でございまして、

参考といたしまして、142ページ、143ページに保健衛生事業の取扱いの考え方について、また、144ページから162ページまで、保健衛生事業の現況比較を表でお示しをいたしております。

資料の163ページをお開きください。

協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて。

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

- 1、施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2、道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3、手数料については、原則として相模原市の制度に統合することといたしております。

1の1つ目の施設等の使用料につきましては、施設利用の対価でございますが、施設の内容及び建設年度などにより施設ごとに料金の格差があっても差し支えがなく、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方や経過を踏まえ、原則として現行のまま新市に引き継ぐこととするものでございます。

2の道路や河川などの占用料の取扱いについてでございますが、占用料は、使用料の一種でございます他の使用料と異なりまして、施設の内容や建設年度などにより料金の格差を設けることは合理的ではなく、むしろ新市としての一体性を保つことが望ましいと考えられますので、調整方針といたしまして、原則として相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

3の手数料の取扱いでございますが、手数料は特定のものに提供する役務の対価として徴収するものでございますので、同一のサービスに対する料金は同一であることが基本であると考えてございます。

参考といたしまして、164ページから、大分後ろになりますが、239ページまで、使用料等の現況比較を表でお示しをさせていただいております。

また、240ページから270ページまでに、手数料の現況比較の方を表でお示しをいたしております。

恐れ入りますが、271ページをお開きください。

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて。

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して、次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除くすべての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

1、同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。

2、各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整することといたしております。

補助金、交付金等につきましては、同一又は同種の団体・事業に対するものと、各市町独自の団体・事業等に対するものの2つに大別をいたしております。このうち、同一又は同種の団体・事業等に対するものとしたしましては、相模原市に制度があり、かつ1町以上で同一又は同種の制度があるものでございまして、補助金、交付金等の現況比較の272ページから278ページに、その一覧表を所管の部会ごとに掲載をいたしております。

また、各市町独自の団体・事業等に対するものとしたしましては、相模原市のみに制度があるものや各町のみには制度があるものでございまして、こちらにつきましては、279ページから296ページに、その一覧表を所管の部会ごとに掲載をいたしております。

補助金、交付金等の取扱いにつきましては、基本的に統合等の方向で調整をいたしておりますが、一方、補助金、交付金等の持つ従来からの経緯、実情等に配慮することも重要でございます。このため、同一又は同種の団体・事業等に対する制度は統合の方向で調整を図ってまいったものでございます。

また、各市町独自の団体・事業等に対する制度は、地域の特性、歴史等から存続について合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めていくということになりますが、新市全体の均衡を保つことも必要でございますことから、原則合併後3年以内を目途に調整を図ることといたすものでございます。

次に、資料の297ページをお開きください。

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて。

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、一部事務組合の取扱い。

津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併

の期日の前日をもって脱退し、その事務は新市に引き継ぐ。

2、機関等の共同設置の取扱い。

相模湖町が共同し、設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併の期日の前日までに廃止し、相模湖町に係るその事務は新市に引き継ぐ。

3、事務の委託の取扱い。

(1) 公平委員会事務委託。津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託。津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は新市に引き継ぐ。

4、土地開発公社の取扱い。

相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法人津久井町開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

5、第3セクターの取扱い。

相模原市に設置されている民法法人、商法法人等については、新市において存続する。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併の期日の前日までに解散する方向で調整することといたしております。

参考といたしまして、298ページに、一部事務組合等の状況を表でお示しをさせていただいております。

299ページをお開きください。

協議第29号 清掃事業の取扱いについて。

清掃事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

清掃事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図る。

1、ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図る。

2、し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行う。

3、ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定する。

4、清掃事業に係る使用料及び手数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、合併時に統合を図ることといたしております。

清掃事業に係る関連事業の調整方針を、調整方針一覧として番号1から59まで表にまとめておりますが、主な事業につきまして、清掃事業の現況比較の中でご説明をさせていただきます。

305ページをお開きください。

津久井町、相模湖町の2町は、城山町、藤野町とともに、特別地方公共団体であります津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理を行っております。

1の生活系ごみでございますが、相模原市と広域行政組合では、ごみの区分、収集頻度、収集運搬形態に大きな相違がありますことから、305ページの可燃ごみ、不燃ごみに係る区分の調整方針といたしましては、合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合することといたしております。

資源の調整方針といたしましては、相模原市におきましても、ペットボトル等のステーション回収を行う予定としていること、また集団資源回収や資源分別回収事業についての見直しを行っていきたいと考えておりますことから、合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合することといたしております。

また、粗大ごみの調整方針といたしましては、収集方法等については、合併後速やかに、相模原市の制度に統合することといたしておりますが、手数料につきましては、使用料、手数料に係る基本方針に基づき、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

307ページをお開きください。

3、し尿、4、浄化槽汚泥についてでございますが、相模原市におきましては、し尿、浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、2町におきましては、し尿は広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は各町の許可業者による収集を行っております。このため、収集における調整方針といたしましては、合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行うことといたしており、新市において委託許可業者との調整を図りながら、より効率的な収集体制を検討していくことといたしております。

また、浄化槽汚泥に係る手数料につきましては、各町は浄化槽清掃手数料経費に係る標準料金の設定や浄化槽清掃に係る補助を行っておりますが、市と2町で大きな格差があります

ことから、合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行うことといたしております。

309ページをお開きください。

協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて。

消防業務及び消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

1、消防業務の取扱い。

消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合する。ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。

2、消防団の取扱い。

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、津久井地域の消防団の現状を考慮しつつ、新市の消防団の一体性が確保できるよう調整することといたしております。

消防業務及び消防団に係る関連事業の調整方針を、調整方針一覧として番号1から48まで表にまとめてございます。そのうち主なものにつきまして、ご説明をいたします。

番号4の消防団運営交付金でございますが、この交付金は、消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るため交付をいたしているもので、1市2町で算出方法に差異があり、支給額の差となっておりますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものといたしております。

310ページをご覧いただきたいと存じます。

番号14の常備消防組織でございますが、現在、相模原市においては、1本部、6課、3本署、12分署、定数599人、津久井郡消防は、1本部、3課、1本署、2分署、2出張所、1派出所、定数111人により火災や救急の災害対応に当たっております。また、津久井郡消防においては、署所の再編計画が検討されております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。

なお、津久井郡広域行政組合消防本部の本部機能は、相模原市に統合する。また、合併時には、津久井地域の署所は現状維持とするが、新市において津久井地域を含めた消防組織を検討することといたしております。

次に、番号15の非常備消防組織でございますが、相模原市につきましては、1団、9分

団、56部、定数762人、津久井町は、1団、8分団、28部、定数405人、相模湖町は、1団、4分団、部はなく、定数147人で火災等の災害対応に当たっております。

1市2町を比較いたしますと、組織の形態や部の配置人員に差がございますが、調整方針といたしましては、原則として相模原市の制度に統合する。

なお、津久井地域の消防団活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討することといたしております。

参考といたしまして、314ページから317ページまでに、常備消防組織、消防団組織等の現況比較を表の方でお示しをさせていただいております。

318ページをお開きください。

協議第31号 防災事業の取扱いについて。

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障を来さぬよう、相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に、事業の根幹となる地域防災計画を策定することといたしております。

防災事業に係る関連事業の調整方針は、調整方針一覧として番号1から15まで表にまとめてございますので、ご覧ください。

参考といたしまして、320ページから321ページまで、防災事業の現況比較を表の方でお示しをさせていただいております。

322ページをお開きください。

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について。

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、合併後5年を目途に検討することといたしております。地域自治区の設置に関する協議につきまして、ご説明をさせていただきます。

第1条、地域自治区の設置でございますが、市町村の合併の特例に関する法律に基づきま

して、合併前の津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした地域自治区を設置するものでございます。

第2条、地域自治区の名称でございますが、それぞれ津久井町、相模湖町とするものでございます。

第3条、地域自治区の設置期間でございますが、合併の日から平成23年3月31日までとするものでございます。

第4条、地域自治区の事務所でございますが、第1項におきまして、それぞれの事務所の位置、名称、所管区域につきましては、表にお示しをさせていただいております。また、事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、地域協議会の庶務を処理するものでございまして、事務所には事務所長を置くこととするものでございます。

323ページをお開きください。

第5条、地域協議会の設置でございますが、地域の住民の方々の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置するもので、その名称につきましては、それぞれ津久井町地域協議会、相模湖町地域協議会とするものでございます。

第6条、地域協議会の構成員でございますが、地域協議会の構成員につきましては、地域自治区内に住所を有する者のうちから市長が選任をいたしますが、その定数は30人以内で、任期は2年とするものでございます。

なお、報酬は支給しないものでございます。

第7条、地域協議会の会長及び副会長でございますが、本条につきましては、地域協議会の会長及び副会長の選任の方法、任期、会長の職務及び会長の職務代理者などについて規定をいたしたものでございます。

第8条、地域協議会の権限でございますが、第1項におきましては、第1号から第3号に掲げております地域自治区の事務所が所掌する事務、地域自治区の区域に係る事務、また地域自治区の区域内に住所を有する者との連携強化に関する事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他市の機関に意見を述べることでございます。

第2項におきましては、地域自治区の区域に係る新市建設計画の変更、合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更、基本構想及び総合計画の策定又は変更などに関しまして、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない旨を定めております。

また、第3項におきましては、市長その他市の機関は、只今ご説明いたしました第1項、第2項の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないとするものでございます。

324ページをご覧ください。

第9条、地域協議会の会議でございますが、地域協議会の会議の招集手続や成立要件など、会議の運営に関する基本的な事項につきまして規定をいたしたものでございます。

第10条、委任でございますが、協議書に定める事項のほか、地域自治区の組織及び運営に関して必要な事項については、市長が別に定めることとするものでございます。

参考といたしまして、325ページに地域自治組織等の概要を表でお示しをさせていただいております。

また、326ページに、町区域に設置される地域自治区のイメージについてをお示しさせていただいております。

説明の方を交代いたします。

○内田事務局次長 それでは、327ページ、協議第33号 新市まちづくり計画について、ご説明をいたします。

新市まちづくり計画について、別紙のとおり協議を求めます。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

お手元に、「新市まちづくり計画（案）」という別冊が行っていると思いますので、こちらでご説明をさせていただきます。

新市まちづくり計画は、合併特例法第5条に基づく市町村建設計画といたしまして、法定合併協議会で協議の上、決定されるものでございます。これは、住民の皆様にも新市の姿をお示しいたしまして、合併検討の際の判断材料となるものでございます。

昨年4月から11月にかけて、相模原市と城山町、津久井町、相模湖町で構成する任意合併協議会で、1市3町が合併したと仮定した場合の新市の将来像やまちづくりの方向性につきまして、公募の委員の皆様と学識経験者の方々、合計32名の皆様によりまして、まちづくりの将来ビジョンとしてまとめていただいた訳でございますが、この計画（案）は、そのビジョンで提案された考え方を参考にさせていただきまして、1市2町で合併した場合に置きかえて、反映できるものはできるだけ反映しながらまとめたものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

まず、合併を検討する背景と必要性についてでございます。

1点目は、中核市である相模原市との合併によりまして、総合的・効果的な施策が津久井郡2町においても実施できることをございます。基礎自治体として権限と責任を持って施策を展開することが、地方分権時代にふさわしい自立都市の構築につながるものと考えられます。

また、合併することで自治体としての規模が大きくなることから、市全体として総合的な施策が展開できる反面、地域住民が主体となって地域の問題を解決する、いわゆる都市内分権がさらに求められることとなります。その結果といたしまして、都市内分権が促進され、住民自治が充実することが期待されるものをございます。

2点目は、(2)でございますけれども、少子高齢化などによる財政状況の悪化から、より一層の効率的な行財政運営が求められていることをございます。合併することで市長や議員の数は当然減ることになりますが、一般職員の数もスケールメリットを生かして減らせるなど、人件費の削減効果や公共施設を効率的に配置することができるなどのスケールメリットを生かしまして、行財政運営を徹底的に効率化することが求められております。

3点目は、日常生活圏の拡大と広域連携による行政運営が求められていることをございます。交通、通信手段の発達によりまして、住民の行動範囲が今までの行政区域の枠にはおさまらなくなっておりますことや、単独の自治体で行うよりも、広域的に連携して実施することによりまして、住民サービスの向上が図られる事業や、広域的な連携の中で解決すべき行政課題が出てきたことに対しまして、より効果的な対応として合併を検討する必要性が生じているということをございます。

2ページへまいりまして、2の計画策定の方針についてでございますが、まず、計画の趣旨といたしましては、新市の一体化と均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るということが挙げられます。

次に、(2)計画の構成でございますが、この新市まちづくり計画は、新市建設の基本方針、具体的な施策、財政計画などを中心として構成することといたしております。また、冒頭申し上げましたけれども、この新市まちづくり計画の策定に当たりましては、相模原市と城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町の任意合併協議会で策定いたしましたまちづくりの将来ビジョンの考え方を参考とし、反映することといたしております。

次に、3、計画の期間でございますが、現行の合併特例法の期限内に合併した場合、合併する年度と、これに続く10年度の間、合併特例債が利用できることなどから、平成18年度から平成27年度までの10年間としていることをございまして、先進事例におきまして

も、ほとんどが10年ないし合併する期日を含む年度の合わせまして11年というような形で行われているところがございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと存じます。

新市の概況について、ご説明いたします。

改めて、地図で新市の位置についてご確認いただければと存じますが、現在の相模原市との間に、城山町を挟みまして、津久井町、相模湖町の区域から成り、都心から概ね30キロから60キロに位置することになります。

4ページの下にある表をご覧ください。

面積につきましては、244.03平方キロメートルということで、現在の相模原市の約2.7倍になります。

次に、1枚おめくりいただきまして、5ページをご覧いただきたいと存じますが、人口・世帯の状況でございます。

1市2町を合わせた人口を国勢調査の結果の推移で示した表をご覧いただきたいと存じます。人口の増加率は、昭和60年から平成2年にかけて約10.3%でしたが、その後、5年間ごとに7.4%、5.6%と次第に下がっていることが分かります。世帯数につきましては、やはり増加率が下がっておりますが、人口ほどではなく、核家族化などによりまして世帯当たりの人数が減っていることが分かります。

6ページから12ページにつきましては、土地利用の状況や道路、産業の状況など、新市の概況を示しております。

次に、13ページをご覧いただきたいと存じます。

将来人口の見通しでございますが、この計画の終了年度であります平成27年の時点での人口を68万5,625人と予測しておりまして、平成31年ごろの約68万7,000人をピークに減少に転ずるものと予測しております。

14ページの人口の推移のグラフをご覧ください。

年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口が増加していく様子がお分かりいただけるものと存じます。

次に、15ページをご覧いただきたいと存じます。

新市のまちづくりを進める上で一番根本となる部分、まちづくりの基本方針でございます。

まず、新市の将来像でございますが、新市の将来像を考えるに当たりましては、都市化の進む相模原地域と水源地域としての豊かな自然を持つ津久井・相模湖地域が融合することや、

さがみ縦貫道路、津久井広域道路の整備に伴って、首都圏における広域交流拠点都市としてさらなる発展の可能性が高まることから、自然環境と調和した都市基盤の整備や産業の振興が重要になるものと考えられます。このことから、まちづくりの将来ビジョンで提案していただきましたキャッチフレーズであります、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市」を1市2町の合併により誕生する新市の将来像といたしまして、そのまま使わせていただくことといたしております。

また、実際にまちづくりを進めていく上での考え方といたしまして、地方分権時代にふさわしい新市を作っていくために必要な観点といたしまして、(1)協働と分権、(2)効率的な行財政運営、この2つの視点が考えられるものでございます。協働と分権では、多様な主体による協働を推進すること、あるいは市民の市政への参加機会を拡充すること、都市内分権を進めることによって住民自治の充実を図ることが必要であると考えられます。

また、効率的な行財政運営では、持続的な都市経営を可能とする財政基盤を確立することや、民間活力やITを活用して、最小の経費で最大の効果を上げるようサービスを提供することなどが必要になると考えております。

そのほか、既存事務事業の見直しと新たな行政ニーズに対応いたしました取組の推進、適正な職員定数の管理、情報公開の推進、広域連携の推進が必要になるものと考えております。

次に、17ページをご覧ください。

新市の将来像を実現していくために、4つの基本目標を定めることといたしておりますが、城山町を含めた1市3町の任意合併協議会で策定した、まちづくりの将来ビジョンで提案されたものを、1市2町の枠組みで整理し直し、修正したものでございます。

1つ目は、交通、都市基盤の分野でございます。

「人、自然、産業文化…新しい都市の交流と発展を支える 質の高い交通・都市基盤をめざす」として、津久井広域道路等の早期整備や交通渋滞の解消、公共交通網の確立を目指すこと、また快適で魅力ある居住空間の創造を目指すことを目標として掲げております。

2つ目は、自然・環境の分野で、「自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす」として、水源地域の総合的な環境の向上を目指すこと、うるおいと風格のあるまちづくりを目指すこと、環境に配慮した取組を進めることを目標としております。

3つ目は、産業、観光、土地利用の分野で、「地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす」として、自然環境を活かした農林業の振興や観光拠点の形成を目指すこと、また良好な居住環境の保全及び創造と秩序ある都市の発展

を目指すことを目標としております。

4つ目は、教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心の分野で、「心の豊かさを育み、安心して生き活きた市民生活の実現をめざす」として、市民だれもが安心して生活できる地域社会の形成を目指すこと、また安全・安心して生活できるまちづくりを目指すことを目標として掲げております。

次に、19ページをご覧ください。

合併シンボルプロジェクトでございます。これにつきましても、まちづくりの将来ビジョンで提案していただいた1市3町が合併した場合の6つのプロジェクトにつきましても、1市2町の合併に当たりまして、考え方などを整理し直したものでございます。

まず1つ目は、地域連結夢プロジェクトでございます。広域的な交流や情報発信を進めるためのインフラとして、幹線道路の早期実現を図るほか、津久井地域への鉄道の延伸、新しい交通システムの導入を検討するというもので、他の主な事業といたしましては、バスネットワークの充実などが考えられます。

2つ目は、市民のオアシスプロジェクトでございます。市民のオアシスとなるよううるおいとやすらぎのある都市づくりを進めようというもので、水源地域の優れた自然を守るとともに、これらの活用を図ること。都市部においても快適空間の創出に取り組むこととしております。具体的には、主な事業といたしまして、森林ミュージアム、ハイキングコースの整備などの自然に親しむ空間整備事業や伝統文化の保存活用が考えられます。

20ページをご覧いただきたいと存じます。

3つ目は、まち+水源地=産業創生プロジェクトでございます。都市部と豊かな自然を持つという新市の特色を生かしまして、多様なイベントの有機的な連携と観光拠点整備を進めまして、首都圏における立地特性などを活かして産業創生に取り組むというものです。主な事業といたしましては、企業立地基盤の整備と誘致などの新たな産業の創出事業や、産業と観光が連携した魅力ある観光地づくりが考えられます。

4つ目は、市民キャンパスプロジェクトでございます。豊かな人間性を育む環境づくりを進め、生涯現役時代にふさわしい生涯学習都市を目指そうというもので、主な事業としては、(仮称)市民大学交流センターの整備などによる生涯学習キャンパスの展開や、生涯学習の新しいネットワークの構築が考えられます。

21ページをご覧ください。

5つ目は、安全・安心ネットワークプロジェクトでございます。保健・医療・福祉の充実

を図るほか、地域コミュニティの強化を図り、住民自らが地域を守るシステムを形成しようというもので、主な事業といたしましては、（仮称）北地区保健福祉センターの整備などによる総合的な保健・医療・福祉施策の推進や、地域防災活動への支援などによる防災、消防対策の強化、安全・安心なまちづくりの推進が考えられます。

6つ目は、パートナーシップ・都市内分権プロジェクトでございます。都市内分権を実現し、市民などの様々な主体の協働により、自主的、自立的なまちづくりを目指そうというもので、主な事業といたしましては、さがみはらパートナーシップ推進指針の推進などによります市民主体のまちづくりの推進などが考えられます。

次に、22ページをご覧ください。

4つの基本目標ごとに、分野別の施策の方向性と主な事業について、施策体系として整理いたしました。

まず、基本目標1のうち、交通関係に係る施策の方向性でございますが、骨格幹線道路網の早期整備や国道などの交通渋滞の解消、公共交通網の確立を目指すことや新市内の連携強化のための骨格的な交通網の整備、人に優しく利便性の高い道づくりに努めることといたしております。

交通に関する施策は、骨格幹線道路網の整備、公共交通網の充実、駐車場対策、新しい交通システムの導入、検討、人に優しい道づくりでございます。

それぞれの施策の具体的な事業は、お手元の資料、22ページ、23ページに記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、骨格幹線道路網の整備の主要事業に、（仮称）下九沢大島線の具体化がございますが、新市の一体性の速やかな確立を図るための施設整備という観点から、合併特例債の対象事業として考えているところでございます。

（仮称）下九沢大島線は、さがみ縦貫道路、城山インターチェンジ付近から国道129号、作の口付近を結ぶ道路として構想されておまして、相模原市域からのさがみ縦貫道路へのアクセス道路として、津久井広域道路と並んで重要な位置づけを持つ道路となるものでございます。

次に、都市基盤に係る施策の方向性でございますが、産業・情報基盤の整備、美しい都市景観の形成、公園整備等を進めることなどによりまして、快適で魅力ある居住環境の創造を目指すこと。また、自然環境や文化と調和した質の高い都市基盤整備を進め、将来にわたって市民が真に豊かな生活を享受することができるまちづくりに取り組むことといたしております。

ます。

都市基盤に関する施策は、下水道の整備推進、都市緑化と公園整備の推進、良好な住まいづくりの推進、美しい都市景観の形成、高度情報化基盤の整備推進、住宅対策でございます。

主要事業につきましては、資料 2 3 ページに記載のとおりでございます。

次に、基本目標 2 に関する施策体系でございますが、自然・環境分野に係る施策の方向性といたしましては、津久井・相模湖地域の持つ森林の価値を再評価いたしまして、保全と活用に努めるとともに、自然と共存する地域づくりに取り組むことといたしまして、循環型社会の形成を目指し、清掃工場の建てかえ整備などを進めることといたしております。

施策といたしましては、自然環境の保全、創造、活用、水源地域の保全、河川環境の向上、湖環境の向上、公害防止対策の推進、廃棄物対策の推進でございます。

主要事業につきましては、2 4 ページ、上段に記載のとおりでございますが、廃棄物対策の推進の主要事業、一般廃棄物処理施設整備の推進のし尿処理施設につきましては、新たな施設整備が必要となることから、合併特例債の対象事業としているところでございます。

次に、基本目標 3 の産業に係る施策の方向性でございますが、首都圏近郊で豊かな自然環境を有するという立地特性と、高度な技術力を活かし、新たな産業の創出や企業誘致等を図るとともに、雇用機会の増大を目指すこと。商店街等の活性化や農林業の担い手育成、観光、商業との連携による産業の振興を図ることといたしております。

施策は、活力ある産業の振興、中小企業の育成、工業の振興、農林業の振興、商業の活性化、雇用対策の推進と勤労者福祉の充実でございます。

主要事業につきましては、2 4 ページの下の方から 2 5 ページにかけて記載のとおりでございます。

次に、観光に係る施策の方向性でございますが、津久井・相模湖地域の森林や湖などを活かした観光産業を育成するとともに、都市型観光の推進を図ること、観光拠点の連携を強化し、やすらぎと賑わいのある観光地づくりを進めることとしております。

施策は、観光の振興、自然を活かしたレクリエーションの振興でございまして、主要事業につきましては、2 5 ページの下の方に記載のとおりでございます。

土地利用に係る施策の方向性でございますが、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた土地利用を進めるとともに、新市全体での効率的かつ秩序ある土地利用などによりまして、良好な居住環境の創造と新たな産業立地を進めまして、特色ある地域の発展を目指すことといたしております。

施策は、計画的で秩序ある土地利用の推進、特色ある地域づくり、中心市街地の整備、米軍基地対策の推進でございます。

主要事業につきましては、26ページ、上段の表に記載のとおりでございます。

次に、基本目標4の教育・文化に係る施策の方向性でございますが、ライフステージに応じた教育・学習機会の充実、支援や施設の整備、活用、スポーツ・レクリエーションの振興、伝統的行事や文化財などの保護、活用などによりまして、個性ある生涯学習都市を目指すこととしております。

施策は、幼児教育の充実及び多様化、学校教育の充実及び多様化、学校施設等の充実、生涯学習の推進、青少年の健全育成、スポーツ・レクリエーションの振興、文化施設の整備及び活用、伝統的行事、文化財の保護及び活用、国際交流の推進、男女共同参画の推進、地域住民の連帯強化、地域振興でございます。

主要事業につきましては、26ページの下から27ページにかけて記載のとおりでございますが、施策の最後、地域住民の連帯強化、地域振興の主要事業でございます、合併市町村振興基金の積み立てにつきましては、合併特例債を利用いたしまして、40億円の基金を積み立て、その果実を運用して、新市の一体感を醸成するためのイベント関係などの事業を行うものでございます。

次に、保健・医療・福祉に係る施策の方向性でございますが、健康づくりや子育て、環境づくりに努めること、高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して思いやりを持って助ける地域社会の形成に取り組むことといたしております。

施策は、医療体制の充実、子育て環境づくりの充実、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、地域福祉の充実、援護を要する人の福祉の充実、保健・衛生の充実でございます。

主要事業につきましては、27ページに記載のとおりでございますが、子育て環境づくりの充実の主要事業のうち、こどもセンター建設事業及び児童クラブ整備事業につきましては、津久井町、相模湖町の区域に施設整備を検討しておりまして、合併特例債対象事業として見込んでいるところでございます。

また、地域福祉の充実及び保健衛生の充実の主要事業でございます、（仮称）北地区保健福祉センターにつきましては、津久井町、相模湖町を含めました北部地域の福祉、保健衛生の拠点として、やはり合併特例債を活用して整備することを見込んでおります。

次に、安全・安心に係る施策の方向性でございますが、災害に対する基盤整備や消防、救急救助体制など、ハード、ソフト両面の防災対策を推進すること、公害防止対策や防犯対策

などを進め、市民が安心して生活できるまちづくりを目指すこととしております。

施策は、防災対策の推進、治山・治水対策の推進、消防体制の整備推進、防犯対策、交通安全対策の推進、安全な消費生活の確立でございます。

主要事業につきましては、28ページのとおりでございますが、防災対策の推進の主要事業中、防災行政用同報無線整備事業及び消防体制の整備推進の主要事業中、消防庁舎建設事業につきましては、津久井・相模湖地域の防災、消防体制強化のために必要な事業と位置づけられるものでございまして、合併特例債を活用して推進することを見込んでおります。

次に、29ページ、公共施設整備統合の基本的な考え方でございますが、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮いたしまして、地域全体のバランスや地域の特性、財政状況を考慮しながら検討し、準備を進めていくことを基本とすることとしております。

また、旧役場庁舎は、それぞれ総合的な事務所として活用いたしまして、必要な機能の整備を図ることで、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮することとしております。

次に、30ページと31ページは新市における県事業の推進でございますが、基本的には、現在の神奈川県総合計画に基づく、この地域における県が実施する事業を整理したものでございます。神奈川県とはこの案で事前協議に入りたいと考えているところでございます。

続きまして、32ページ、財政計画についてご説明をさせていただきます。

財政計画は、合併特例法におきまして、市町村建設計画の合併市町村の財政計画として作成することになっておりまして、新市まちづくり計画に位置づけられた施策の計画的な実施と限られた財源の効率的な運用を図るために作成するものでございます。計画の期間は、新市まちづくり計画の一部として作成することから、合併後10年間について作成するものでございます。作成に当たりましては、合併による経費の削減効果や国からの財政支援措置、また三位一体の改革による影響についても、現時点で想定できる税源移譲等を考慮しております。

まず初めに、1、基礎となる数値と考え方でございますが、各市町の平成15年度一般会計の決算額を使用し、過去からの推移をもとに歳入歳出を見込んでおります。

なお、税収などの一部につきましては、人口推計をもとに見込んでおります。

続きまして、2の積算方法でございますけれども、歳入の市税につきましては、個人市民税や軽自動車税につきましては、将来の生産年齢人口などの増減により推計をしております、その他の市税につきましては、実績の増減率により推計をいたしております。

それから、③の地方交付税につきましては、地方交付税は16年度の実績値が継続するも

のとして見込んでおりました、現在の相模原市分につきましては不交付と見込んでおるところでございます。しかし、合併に対する財政支援措置であります普通交付税の合併補正ですとか、特別交付税措置、合併特例債の償還金相当額の70%などについては見込んでおるところでございます。

33ページをご覧いただきたいと存じます。

④の国・県支出金でございますが、扶助費に対する支出金は、扶助費の推計値に連動して推計しております。一方、今回の財政計画では、投資的経費につきまして、合併特例債利用事業、その他の主要事業、そして、これら以外の経常的な普通建設事業を積み上げて推計いたしておりますので、投資的経費に対する支出金につきましては、事業の実施年度に合わせて積み上げているものでございます。投資的経費の財源となる⑤の市債につきましても、投資的経費の事業の実施年度に合わせて積み上げをしているものでございまして、合併特例債についてもその中に含まれるものでございます。

続きまして、歳出の人件費でございますが、市長などの特別職は平成15年度実績値で推計いたしまして、議員報酬は15年度実績値を用い、合併特例法の定数特例を適用するものとして推計しております。また、一般職の人件費につきましては、合併によるスケールメリットにより、総務、企画部門等の職員数を減少させることとして推計いたしております。

次に、④の物件費でございますが、1市3町の財政シミュレーションでは、中核市の類似団体まで経費を削減することとして推計しておりましたが、より厳しく見込み、微増で推移するものとして推計いたしました。

⑥の投資的経費につきましては、先ほど申し上げましたように、積み上げて計算をさせていただきます。

それでは、最後の34ページでございますが、財政計画、このように10年間、歳入歳出ということで、これは計画ですので、歳入合計と歳出合計が合うように作らせていただいております。特徴的なところといたしましては、歳出の右から3つ目、投資的経費のところをご覧いただきたいと思いますが、平成18年度から21年度まで、大規模事業等の影響で膨らみますけれども、その後は、210億円、280億円、220億円という形で落ち着いてくるものでございます。

なお、このため、公債費につきましては、左から3段目でございますけれども、23年度から26年度まで、多少増えるような形になってございます。

歳入歳出とも、1,900億円から1,800億円というようところで歳入歳出が一致

するような形になるものでございます。

投資的経費の10年間の合計は2,812億円となりまして、平均すると281億円というような形になりまして、10年間の財政計画が立てられるものでございます。

以上で、新市まちづくり計画の説明を終わらせていただきます。

○小川会長 只今事務局から、「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」から「協議第33号 新市まちづくり計画について」まで、一括して説明がございました。

ここで協議に入らせていただきます。

協議は、各号ごとにしたいと思います。

まず、「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、ご意見がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○小川会長 特にございませぬようですので、お諮りいたします。

「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、原案のとおり決することに
ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、原案のとおり決することに
ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。次に、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第13号 財産の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にご異議がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第13号 財産の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第13号 財産の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。次に、「協議第14号 条例、規則等の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第14号 条例、規則等の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第14号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。続いて、「協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にごございませんようですので、お諮りいたします。

「協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にごございませんようですので、お諮りいたします。

「協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。次に、「協議第17号 慣行の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第17号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第17号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

はい、関戸委員さんでしょうか。

○関戸委員 これは、後ほど、協議第27号との関連がありますので、そちらで意見を申し上げようとは思っておったんですけれども、こちらは任意協議会の際にもありまして、このとおり、私も賛成をしておったんですけれども、その後、4町商工会でも10回ほどの会議を持ちまして、商工会の存続をしてほしいという意見が非常に強くて、こちらの27の内容が入ってきておりますので、ちょっと前後しますけれども、よろしいでしょうか。271ページに関連しますので、ちょっと申し訳ございません。

271ページの1項、2項とありますけれども、2項に、「各市町村独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する」ということでありますので、ここには「3年以内」という、合理的な理由があっても3年以内という解釈をばつさりと書かれているように私は読み取れてしまう訳なんですけど、この件については、18号の「独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする」というニュアンスとかなり違うというふうに思う訳です。

私も商工会の会長ですから、団体を代表して、今ここで発言をしなければいけないので、このままですとちょっと帰れませんので説明を伺いたいのですが、前後します、申し訳ございません。274ページの相模原商工会議所補助金というふうな枠の中に、それぞれの商工会補助金が入っている訳ですね。これは、1市4町の経済部の事務局担当官と4町の正副会長と調整の会議も持ちましたし、それから市長さんにもお願いに上がって、それらの経緯の中で、どうしても目的が違うんですと。任意のときに、18号につきましても、法律が違うし、それから目的が違うと。それから組織率が違うと。幹事さんともお話を何度もさせていただいておりますし、商工会と商工会議所は違うんだというふうなことで、私が申し上げたいのは、その18号の任意のときには、調整をそれぞれしていただきたい。していただくん

ですよと。ここで一挙にばっと決めてしまうのではないですよというご回答をいただきましたものですから、その調整をこの期間もやってまいりましたけれども、この文面を見ますと、「3年以内」ということで、もうばっさりといっているというふうに解釈するところに私は問題があるというふうに申し上げたいのです。ですから、271ページの2項に、例えばなんですが、「協議18条にのっとり調整に努める」と、そういう整合性、18号と27号の整合性がないところに私は疑問に思うというふうな意見です。

○小川会長 このことについてはどうですか。事務局又は、いわゆる幹事の方では。何か討議というか、相談がありましたか。

○田中経済部会長 経済部会長の田中と申します。

只今のご質問でございますけれども、それぞれ経緯があってそれぞれの団体がございます。それで、それぞれの団体の意思も尊重しなければいけないというようなこともございまして、過日、ご要請もいただいております。そういったことを踏まえまして、今後、さらなる調整をする中で、そこら辺の方向性については決めていきたいというふうに思っておりますが、基本的にはここに書いてある内容で進めていきたい。そういう中で、今後、細かな部分では調整をさせていただくということで現時点では考えております。

ただ、補助制度の問題で、国の方からの指導員の、経営指導員の派遣の問題、これに対する補助金の問題もございまして、ただ単に市の段階だけで解決できる問題でもございませんので、そういった調整を踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○小川会長 関戸委員さん、どうぞ。

○関戸委員 おっしゃる意図は分かります。ですから、この18条という条項と、それから27条の整合性をとっていただきたいと。ですから、「18条にのっとり」という文面をここに入れていただきたいということを申し上げておきます。

○小川会長 いかがですか。

若干、この調整に時間が欲しいということでございますので、この協議第18号と、それから27号ですね。これについては、もしご了解いただければ、継続審議にさせていただいて、次回結論を得ると、このように扱いをさせていただきたいと思いますが、皆さん、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 よろしゅうございますか。

それでは、この協議第18号並びに27号につきましては、継続審議とさせていただき、次回結論を得ると、このように決定をさせていただきたいと思います。

次は、「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

永井委員さん、どうぞ。

○永井（充）委員 すみません、直接この協議に関係ある話ではないんですが、ちょっとお願いという形の中で、今、すべての議案が可決というか、承認されておりますが、本日資料をいただいた中で、当日配付という形の中で資料を拝見させていただいています。また、参考資料は、皆さん、1ページも開いていない状況だと思います。そんな中で、決して議論をおくらせるとか、そういった問題ではございません。慎重な議論を重ねていくという意味で、ちょっと今まで流れがずっと来てしまったもので、いつ言おうかと思っていたんですが、慎重な議論をしたいという形の中で、本日協議するのは結構ですが、議決をとることに対して、皆様方のご理解をいただければ、もう少し慎重に協議をした方がよろしいのではないかと、ひとつ提案させていただきます。

○小川会長 ああ、そうですか。今日、これから審議をすることについて、すべてという意味ですか。

○永井（充）委員 もし可能であれば。

○小川会長 気持ちは分かりますが、いかがでしょうか。それぞれの協議について、例えば、まだ資料によく目を通していないとか、情報が不足しているとか、色々異議というか、納得し切れないと、こういうところがもしおありなら、遠慮なくお話をいただいて、今日ここで結論が得ないものは、先ほどと同じように継続審議にするということで、今日協議が調うものはなるべくしておいた方が、せつかくのことですからのように私は思うんですが、いかがかな。どうでしょう。

永井委員、よろしいですか。

○永井（充）委員 皆様がそれでよろしいければいいんですが、参考資料が出ている中で、1ページも開かないまま、このまま協議が進んでいくということは、是非私も目を通したいですし、皆様方もきっと・・・

○小川会長 もちろん——いや、余り私が言うてはいけないんですが・・・

○永井（充）委員 これは意見なので、皆さん・・・

○小川会長 いいですよ、いいですよ。

いかがですか。このことについて何かございますか、この議事の進行について。今の永井委員さんのご意見を踏まえて。

どうぞ、宮下委員さん、お願いします。

○宮下委員 津久井町の宮下ですが、任意協でかなり煮詰めた問題、いわゆる項目が多いので、私は、それに基づいていけば、出せるものはかなり出るのではないかと思います。特に結論が出ないのであれば継続もやむを得ないかと思います。かなりの項目については任意協の協議が生きているのではないかと思います。そんなふうをお願いしたいと思います。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

それでは、どうぞ、異議なり疑義なりある場合には、遠慮なくひとつ申しただいて、場合によれば継続審議にすると、このように扱っていきたいと思います。ご協議、そして同意いただけるものはさせていただきたいと、このように思っております。よろしゅうございますね。

それでは、改めて、「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」、ご意見を願います。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にございませんようですので、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」

は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第20号 土地利用の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。
次に、「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。
次に、「協議第22号 地方税の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第22号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第22号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。
次に、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。続いて、「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。次に、「協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございました。

「協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」、ご意見等ございましたら

お願いいたします。

ごめんなさい。失礼しました。この第27号につきましては、先ほど——失礼しました。継続審議とさせていただきます。

では、続きまして、「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ございませんようですので、お諮りいたします。

「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にごございませんようですので、お諮りいたします。

「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第31号 防災事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ご異議ないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第31号 防災事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第31号 防災事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」並びに「協議第33号 新市まちづくり計画について」、この2案につきましては、事務局から継続審議にしてほしいと今ありました。

事務局から説明いたさせます。

○田所事務局長 協議32号の地域自治区の設置及び都市内分権につきましては、新市まちづくり計画につきましては、この場でご意見は是非たくさんいただきたいと思っております。ただ、結論につきましては、いずれも関連性がございますので、特にまちづくり計画につきましては、これから住民の方のご意見も伺うというようなことがございますので、併せまして、次回以降、継続して協議をお願いできればということでございます。

よろしくご審議の方をお願いいたします。

以上です。

○小川会長 という説明でございます。説明は説明といたしまして、この2号、まず、一つ一つまいりましょうか。両方またがっても結構です。ご意見等ございましたらお聞かせください。

どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 地域自治区については、特に編入される側については議員が極端に減る訳で、相

当重要な業務になってくると思います。ここに、第8条の新市建設計画云々から基本構想云々まで、色々な重要な項目が入っています。その中で、任期が2年と、こう書いてあるんですね。任期2年というのは、通常、自治会の自治会長であるとか役員に非常に多く見られる任期なんですけれども、相当専門的、あるいは幅広い、それから、さらに奥深さとか、そういうものが必要なはずなんです。それで、相模原も5年後には全地域を地域自治区にするということなんですけれども、そういった関係で、地域の声を反映していくというのは、いかにも2年では、分かり始めたころ終わるのではないか。その辺の任期が、どういうふうな背景から2年とされているのか。

なかなかこういった政治の分野的なものも入ってきますし、総合計画、町の計画、あるいは市の計画がどうなっているか、掌握もできないうちに任期が来ると。そういった非常に重要な問題を抱えているものであります。そういったことから、責任性、権限の問題もありますし、非常に言いにくい点ですけれども、報酬の問題もあります。責任性と権限と、その辺との絡みもまた出てきますけれども、その辺の、いわゆるこれらを決定したというか、案を提案したときの背景が分かれば幸いです。

○小川会長 分かりました。このことについて、他にご意見ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、事務局、何か、この背景ですね。

企画部会長。

○宮崎企画部会長 任意協議会で任期については議論はなかったと思いますが、事務局の方で色々な議論をした中では、やはりより多くの方に参画していただくという考え方が一つ大きくありました。お話のようなことも考えましたが、再任を妨げないということですので、その地域その地域の特色で考えていただければよろしいのかなということもあまして、法定では4年まであるのですが、こちらの関係では2年にさせていただいたというような形になっております。

以上でございます。

○小川会長 特に・・・。

はい、どうぞ。

○宮下委員 再任を妨げないというのは分かるんですけれども、ここにも書いてあります。再任を妨げないのと、4年任期、あるいは3年任期とはまた違うのではないかと思うので、その辺もよくこれから検討していただきたいと、そう思います。

○小川会長 はい、分かりました。

他にございませんでしょうか。

大神田さん、どうぞ。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

ちょっとこの観点の中で、第5条の中で、地域住民の意見を反映させるために、これは理解できるんですけども、このそれぞれ構成員は、定数は30人以内と。それと、この選出に絡めては、市長が選任するという形の中を、どういうふうな選考で、地域の自治区の行政から名前が上がった方を市長が選任するのか。それと、30人以内という形で、30人でも構わないのか、それとも、その地域の協議会で必要な人員で構成してあげればいいのか、そこいらをちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 事務局、どうですか。

企画部会長。

○宮崎企画部会長 お答え申し上げます。

30人につきましては、検討の段階では、多過ぎるという意見もありました。ただ、ちょっと地域が広い訳でして、より多くの方に参画していただく機会を持った方がいいのかなという議論もありまして、例えば、青根の人とか中野の人では、ちょっと距離もありますから考え方も違うのではないかと、そういうこともありました、具体的にはですね。それから、団体の代表さんも出られるだろうと。それから、公募委員も出られるでしょうと。そういうことを色々考えますと、20人ではちょっと——会議としては20人ぐらいがよろしいという定説があるんですが、一応30人以内として、あとは、20人にしていただいても結構ですし、15人にしていただいても結構。地域の考え方をまとめていただきたいという考えでございます。

それから、選任につきましては、市長が全員を知っている訳では、現実的にはないですね。そうしますと、通常、このようなのは地域の推薦とか団体の推薦。それから、あと公募は公募委員を何人にして、それで選考委員を決めて選考するようになると思います。そういった形で選任されていくことになると思っています。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか、32号、33号についてですね。

はい、どうぞ、関戸委員。

○関戸委員 関戸と申します。

その32号なんですけれども、「都市内分権の在り方については、合併後5年を目途に検

討する」と。5年を目途に都市内分権の成立をとということでしょうか。それで、いわゆる地域自治区の設置期間が5年なんですよね。ですから、その辺のクッションかあるのかどうか。その辺が空白があるとすれば、津久井はそれ以降は自治区のような形態をとらないことになりますので、その辺がどうかということです。

○小川会長 企画部会長ですか。はい、どうぞ。

○宮崎企画部会長 この件は任意協議会でも相当議論があった訳ですけれども、事務局段階でも相当議論をいたしました。まず、都市内分権というのは、地方の時代だとか住民自治ということから考えると、時代の趨勢であろうと考えている訳です。合併以前に、相模原市は都市内分権という課題を持っておりまして、今、都市みらい研究所で2年間かけて研究をしております。いずれにしても、62万人都市になりますと、行政が市民から少し遠ざかるのではないかという心配があります。それを埋めるためにはもっと行政を身近なものに持っていくということから、都市内分権というのを研究している訳です。ですから、いずれ、そういった、今の本庁、出張所だけの組織では、相模原市も変えていかなければいけないだろう。もう少し都市内分権を進めていかなければいけないと考えております。それからあと、住民自治についてももっと活発になっていただきたいと。そういう仕組みを作る必要があると。その2つ、その住民の側の自治の問題、それから行政の組織をどうするか、その2つが都市内分権の問題である訳です。

合併に当たっては、津久井町さん、相模湖町さんは、まず町長さんがいらっしゃらなくなる。それから議会もなくなる訳です。そういったことから、住民の意思を反映するには、ちょうど自治法と合併特例法がこういう制度を持っている訳ですから、これをまず、相模原市で全域でできなくても、津久井町、相模湖町には、そういうぴったりの条件がある訳ですね。地域もまず一つにまとまっている。それから、住民の代表が、議会の議員さんは相当数が減りますから、町長さんとか今まで議会が持っていたものをどう反映するか。それから、地域としての一体性もある。そんなことから、まず津久井町、相模湖町でやっていただこうと。そのいいところはうんとまねして、相模原市全域にも広げていきたい。それから、何か支障があれば課題を克服するようなことを考えたいという意味で、5年の間にそういうことを考えていこう。

もし考えられなければということですが、制度的にやめてしまうということはありません。そういった住民自治のレベルを下げるということはありません。もっと素晴らしいものにしていく努力をすべきだと思いますから、それまでにもし完璧なものができる

ければ、議会の議決なりを経て、継続して、津久井町さんと相模湖町さんはこういった制度が、同じような制度が引き続いていくというふうに考えております。

以上でございます。

○小川会長 関戸委員さん、どうぞ。

○関戸委員 そのとおりだと思いますので、それは明文化できないものかということですね。今、ニュアンスは分かりましたけれども、是非ここに明文化していただきたい。なぜ23年3月31日までというふうに、こちらを区切って、都市内分権は明白でないのかということですね。そのつなぎをしっかりとしておく必要があるのではないかな。当然、狭い地域で、身近でやる行政のメリットと、それぞれあると思いますので、広域の方がいいものと。ですから都市内分権というものが出来たんだと思いますけれども、地域自治区の設置期間のところは、都市内分権成立までという内容のものを是非入れていただきたいと思います。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 企画部会長です。

会長さん、許していただければ検討課題にさせていただきたいと思いますが。

○小川会長 それでは、次回までに。

○宮崎企画部会長 次回までです。

○小川会長 次回までに、その文言というんでしょうかね、その辺については研究をしていたくということにさせていただきます。

次は、ほかにございませんか、32号、33号。

はい、井口委員さん、どうぞ。

○井口委員 2点ありましたが、今、1点、ご質問が全く同じでしたので、地域自治区の件、今、同じご質問なんです、新市の将来像にも「自立分権都市をめざす」と書いてありますので、是非ご検討いただきたいと思います。

協議の33号の方の新市まちづくり計画ですけれども、これは、まちづくり将来ビジョン検討委員会で検討してきたものを多く踏まえてお作りになられているのかなと思うんですが、3ページの地図をご覧いただければ分かりますとおり、新市のど真ん中に分断される町が入っております。この状況を踏まえまして、新市の一体感を強めていくというのは大きな課題になっていくと思うんですが、このまちづくり将来ビジョン検討委員会が検討した結果を踏まえて、この「新市まちづくり計画（案）」を作られるときに、この飛び地になっている新市の一体感をどのような点で強く配慮されたのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○小川会長 内田次長。

○内田事務局次長 新市の一体感につきましては、大変重要なことだと認識いたしております。ただ、今回、1市3町で協議をしてきて、まちづくりビジョンもそういう形で作ってきたことから、新しいまちを作る精神といいますか、その考え方というものは、先ほどご説明いたしましたように、基本的な考え方としての、例えば、15ページ、16ページにございます「まちづくりの基本方針」ですとか、そういう中で、相模原市と津久井・相模湖地域の連帯と、連携というような形で考えておる訳でございます。

確かに、井口委員のおっしゃいますように、地理的にちょうど真ん中にあります城山町が今回入っていないということで、距離はございますけれども、全体の地域として一体感を持たせるようにということで、精神を生かして、工夫して作ったつもりでございます。

○小川会長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 気持ちの中で精神を生かしてというのは分かるんですけども、新市のまちづくりの計画でございますので、飛び地になる前提で一体感を強めるとすると、やはり離れているところを一体感を持たせる。例えば、シンボルプロジェクトのようなものが幾つか並んでいますけれども、そんなものの中の最も離れたところを一体感を持たせる。これが重要だという一番大きな重要なものを1番に持ってきて考えるとか、ちょっと今日拝見したので考えがうまくまとまらないのですが、もうちょっとその辺を加えていかないと、1市2町の合併協議会の新市まちづくり計画とは思えないのが意見でございます。今日拝見しましたので、もうちょっと考えますが。

○小川会長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 本日はこの程度ということであれば、申し上げます。

先ほど申し上げましたように、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」並びに「協議第33号 新市まちづくり計画について」につきましては、継続して協議をさせていただきます。

なお、新市まちづくり計画につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、明日から3月9日までの間に、1市2町の住民皆様のご意見をお伺いすることとなっております。したがって、3月9日までにいただいたご意見をこの計画に反映させる必要がございますので、3月9日以降に開催する合併協議会において、最終的な取りまとめをさせていただきたいと考えております。

これで、皆さん、ご了解——いいですね——していただきました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

続きまして、報告事項2に移らせていただきます。

「報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）」について、事務局から報告をさせます。

片野事務局次長。

□報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）

○片野事務局次長 それでは、協議会資料の328ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年2月17日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

最初に、Bランクの主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

329ページの調整方針一覧をご覧ください。

表の一番右側に、お手元にご配付させていただいております「事務事業現況調書」の別冊の番号とページの番号を記載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

企画部会の番号1の総合計画策定事業についてでございますが、調整方針は、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新総合計画の策定については、合併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づき着手する。

なお、新総合計画が策定されるまでの間は、相模原市の総合計画及び新市建設計画を基本とし、地域的な課題については、各町の総合計画を尊重しながら運用することといたしております。

合併後の新総合計画の策定に要する期間につきましては、基礎調査の必要性や市民とのパートナーシップにより策定していくことなどを考慮いたしますと、最短でも3年間程度は必要になるものではないかというふうに考えてございます。

番号2の電算システムの取扱いでございますが、調整方針は、原則として相模原市のシステムに統合を図る。

なお、統合にあたっては、住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に稼働が必要なシステムを優先的に統合できるよう調整することとしております。

330ページをご覧くださいと存じます。

保健福祉部会の番号1、小児医療費助成事業についてでございますが、これは乳幼児及び小児の医療費の一部を助成するものでございますが、助成対象者の相違がございまして、相模原市ではゼロ歳児から4歳児のところ、2町ではゼロ歳児から2歳児までとなっております。調整方針につきましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

番号2の福祉タクシー利用助成事業についてでございますが、これは、在宅の重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進するため、タクシー等の利用料金の一部を助成するものでございまして、相模原市のみが実施をいたしておりますことから、調整方針につきましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

番号3の市心身障害者福祉手当支給事業についてでございますが、これは、在宅の重度障害者等のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当が支給されていない者に対し手当を支給するものでございまして、相模原市のみが実施をいたしておりますことから、調整方針につきましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

331ページをお開きください。

環境保全部会の番号1、開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務でございますが、適用面積、緑地率等の基準に相違がございまして。また、番号2の開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務でございますが、開発指導要綱等、制度に相違があります。いずれの事務も統一的な対応が必要となりますので、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合するものでございます。

332ページをお開きいただきたいと存じます。

管理部会の番号1、幼稚園就園奨励補助金についての調整方針でございますが、相模湖町の公立幼稚園の国庫補助分については、現行のまま新市に引き継ぎますが、保育料の減免制度で対応することといたします。また、私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合することといたしました。

番号2の公立幼稚園に関することについての調整方針でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、入園料、保育料、送迎バス、給食の取扱いにつきましては、新市において必要な調整を行うことといたしました。

番号3の学校給食事業の取扱いについての調整方針でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間で相模原市、相模湖町の中学校給食のあり方を検討することといたしております。

次に、334ページからはCランク事業となります。

Cランク事業につきましては870事業ございますが、事務事業一元化の基本方針に基づきまして、相模原市の制度を基準に統一を図ることを原則に、各市町の地域特性等を尊重し、調整を行ったものでございます。

まず、相模原市の制度に統合した事例をご説明申し上げます。

349ページをお開きいただきたいと思います。

番号120の給食サービス事業でございますが、ひとり暮らしの高齢者向けの給食サービスは、すべての市町で実施をいたしておりますが、個人負担や実施方法などが異なるため、合併後速やかに、相模原市の制度に統合することといたしました。

次に、350ページをお開きいただきたいと思います。

番号122の寝具消毒乾燥事業につきましては、相模原市と津久井町で実施しており、対象者や実施回数などに相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合するものとしております。

358ページをお開きください。

9の市民相談、10の法律相談、11の特設相談の各種相談事業につきましては、相模原市と2町において相談の種類や実施回数等に相違がありますが、今後の相談需要の測定等により、合併後3年を目途に相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、各市町の地域特性を尊重して調整をした事例について、ご説明を申し上げます。

365ページをお開きいただきたいと思います。

番号35の相模の大風センター経費や番号37の自然の村管理運営事業、40の道志川流域振興事業、45の交流の里づくり事業、また、366ページでございますが、番号48のふるさとの森運営・育成事業、368ページでございますが、番号82の漁業及び林業や番号86の林道整備事業、387ページでございますが、番号24の通学区域など、それぞれの市町の地域特性を有する事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐものとしております。

以上、各種事務事業の取扱いにつきまして、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）」について報告がありました。只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いをいたします。

はい、永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 管理部会の2号と3号につきましてご質問させていただきます。

2号は公立幼稚園に関する事となっております。1市3町の任意協議会のときもお願いいたしまして、公立の幼稚園が相模湖町と1市3町のときは城山町にしかなかったという形の中で、今、相模湖町は、送迎バス、また給食は実施していなかったんですが、城山町さんに合わせるといような形の中で、送迎バスも行います、完全給食で行いますといような調整をされておりました。しかし、今回1市2町になったという形の中で、合併後に新市において必要な調整を行うといような形に変更になってきております。この辺をもう一度、子育て支援という観点から、公立幼稚園に関しまして、送迎バス、また給食等に関して是非お願いしたいと思っております。

また、もう1点、3の学校給食事業の取扱いに関しまして、中学校の給食が、津久井町さんは現行あるという中で、相模原市さん、相模湖町は、中学校の給食、3年後に考えるということですが、是非給食を行うといような形の方向性を盛り込んでいただければと思います。

以上、2点です。

○小川会長 担当の管理部会長、どうぞ。

○松本管理部会長 2つのご質問をいただきました。

まず、1点目の公立幼稚園に関する関係でございますが、1市2町——お話にもございましたとおり、1市3町の場合には、城山町さんと、それから相模湖町さんにそれぞれ公立幼稚園がございました。その中での調整を、ここにただし書きで書いてあるような調整をさせていただきますが、今回1市2町になりますと、相模湖町さんに公立幼稚園があるのみということになります。したがって、調整方針につきましては、現行のまま新市に引き継がせていただいて、ただ、前段の——皆さんにお配りしてある別冊の方でご案内かと思いますが、他の2町の方にもやはり公立幼稚園がございまして、今後において必要な場合においては、新たな市で、今お話のあった送迎バス、あるいは給食についても調整を図る必要があるだろうということで、この文言を入れさせていただきました。

それから、学校給食の関係でございますが、そこに書いてあるとおり、津久井町さんでは中学校は実施しております。現在、この1市2町の中では、相模原市と相模湖町が中学校給食を実施していません。したがって、この1市1町につきましては、合併後3年間で検討したいということで書かせていただいたものということでございます。3年で十分議論をするということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○小川会長 いかがでございますか。

永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 まず、2番の方に関しまして、是非、再度お願いいたします。城山町さんが抜けたということではございますが、長い目で見まして、1市4町を目指していくということでお話を進めておる訳ですので、是非送迎バス及び給食に対しまして、公立幼稚園に関しましてもお願いしたいと思っております。

○小川会長 では、要望ということでよろしゅうございますか。

○永井（充）委員 はい。

○小川会長 では、そのようにさせていただきます。

他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ございませんようでしたら、只今報告いたしました事項につきましては、承認をいただいたものといたします。



◎その他

○小川会長 次に、次第の8、その他に移らせていただきます。

(1)の「神奈川県から移管される事務について」並びに(2)「今後の協議会開催日程(案)について」、事務局より説明をいたさせます。

内田事務局次長。

□その他(1) 神奈川県から移管される事務について

□その他(2) 今後の協議会開催日程(案)について

○内田事務局次長 それでは、404ページをご覧いただきたいと存じます。

「神奈川県から移管される事務について」、その概要、基本方針等についてご説明いたします。

まず、移管される事務の概要でございますけれども、相模原市は中核市でございますので、津久井郡4町の区域におきまして、現在、神奈川県が実施している事務のうち、中核市が処理することとされている事務は、合併時に県から相模原市へ移管されることとなります。

移管される主な事務といたしましては、精神保健、感染症予防等の対人保健サービスや、食品衛生検査業務などの保健所事務のほか、生活保護に係る事務、あるいは身体障害者手帳の交付などの福祉関係事務、それから産業廃棄物等に関わる事務、大気汚染や騒音、振動、悪臭の防止などの規制・指導、あるいは環境測定に関する事務、建築許可や屋外公告物の規制に関する事務などがございます。

2、事務移管にあたっての基本方針でございますが、神奈川県が行っている現行の行政サービスの内容を踏まえまして、住民の福祉の向上を目指し、相模原市の制度を基準に調整を図るものいたします。

(2) 現行の神奈川県の組織体制や地域特性を踏まえまして、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から、必要な組織を設置するものいたします。

3、神奈川県との調整についてでございますが、神奈川県から移管される事務は、先ほど申し上げましたように、法令や県がその権限に基づいて実施している事務でございます。そのため、基本的には現行内容と相違なく新市に引き継がれることとなります。

今後、神奈川県とは、合併に向けまして、移管される事務を確定いたしますとともに、円滑な事務移管を行うため、財政支援や県職員の支援体制、研修・交流等の調整等を図ってまいります。

なお、引き継がれる事務に対応する具体的な執行方法や組織体制につきましては、先ほど申し上げました2の基本方針に基づきまして、新市全体の行政組織のあり方を具体化していく中で検討するものいたします。

次に、405ページをご覧くださいと存じます。

主な移管事務の考え方ですけれども、表に記載のとおりでございますが、主な移管事務の上から2つ目、福祉事務所の生活保護事務でございますが、津久井保健福祉事務所で行っております津久井郡エリアの生活保護事務につきましては、相模原福祉事務所が事務を引き継ぎまして、住民サービスや移動効率の観点から、津久井地域に分室を設置して対応することと考えております。

それから、1つ置きまして保健所事務でございますが、津久井保健福祉事務所の保健所機能につきましては、相模原市保健所が事務を引き継ぎまして、住民サービスや移動効率の観点から、津久井地域に分室を設置して対応することと考えております。

以上が、主な移管事務の考え方でございます。

続きまして、(2)「今後の協議会開催日程(案)」でございますが、平成17年2月

21日月曜日、来週の月曜日でございますが、午前9時半から、ここ、けやき会館、大樹の間、同じ場所で開催をさせていただきたいと事務局としては考えております。

よろしく願いいたします。

○小川会長 只今の説明に対しまして質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ごさいませんようですので、以上で、次第の8、その他については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの先生方から一言ずつご講評なりをいただければと存じます。

初めに、吉田先生からお願いいたします。

○吉田アドバイザー 皆さん、お疲れさまでした。私もちょっと風邪を引いておりまして、拝見しておりましたら、皆さんの中にも何人かいらっしゃるようで、ただ、それにもかかわらず、長時間に渡って、任意の協議会も含めて、参加させていただいていますと、非常に熱心に合併のあり方について議論されておりまして、特に若手の人たちを中心に活発に意見が出されるという点は、非常に健全な会議の運営がされているのではないかなという、基本的にはそんなふうな印象を持って、今日参加させていただいておりました。

そこで、何点か、会議の中で話題になったことで感じたことがありますので、二、三点申し上げたいと思いますが、1点は、まず、飛び地かどうか、その可否について賛否をとるかどうかというふうな論点が出されたと思いますが、これは、この1市2町の合併協議会自体が、そもそもそういうことを議論する場になっている訳ですから、お伺いしておりまして、わざわざそういう賛否をとらなくても、この1市2町の合併協議会がそのまま最終的に合意になるかどうか、そのこと自体で飛び地かどうかということが結果的に決まってくるということになるのではないのかなという感じがしております。

それから2点目は、とはいっても、話の中で、最終的に1市4町が最終目標であるというふうなお話は何回かあった訳ですが、そういう観点からしますと、この1市2町というのは非常に大事なんですね。それは、なぜ大事かといいますと、皆様、ご承知のように、まず、地形上の理由がありまして、事業コスト一つとりましても、かなり平坦な地形とは違ってくると思いますし、そうしますと、やはり期限内で確保される合併の特例債等、国の財政資金をできるだけ当面考えられる範囲で確保していくということが、将来的に1市4町の合併と

いうものを成功させていく、まず第一の条件になるのではないかなという感じがしますので、その面からも、まだ今後、この1市2町の合併協議会の議論は続いていくんだと思いますが、是非最終目標は1市4町なんだというところを見据えながら議論をされていったらどうかなという感じがします。

もう一つは、都市内分権について議論が出ておりましたが、これにつきまして、なぜ5年後なんだという、それは私自身も同様の疑問を持つ訳ですが、それは恐らく――調整課題になりましたので、次回当たりにまたご説明があるんだと思いますが、現在の相模原市内の区割りをどうするのかとか、その問題がなかなか難しいんだと思うんですね。ですので、次回、もう一度議論になるかもしれませんが、その辺をどう今後、新市の構築という中で見通していくかというあたりが一つのポイントになるかなという、そんなふうな形で受けとめておりました。

それからもう一つ、補助金の問題なんですけど、この要綱を見ますと、公共的団体と補助金についての要綱とはダイレクトには整合性をとらなくてもいいのではないかなと、私、先ほど拝見していたときに感じておりました、むしろ補助金の要綱自体の問題なのかなという感じがしておりました、補助金、交付金、これは必ずしも公共的団体のみを対象にして配付されている訳ではないと思いますので、だから、それもこれも、次回の調整課題ですので、また議論があると思いますが、少しその辺、お考えいただいて議論されたらどうかなというような感じがちょっといたしました。

雑駁なんですけど、私を感じました点は、以上のような点です。

○小川会長 ありがとうございます。

次に、高見沢先生、お願いいたします。

○高見沢アドバイザー 任意の協議会のときに、第1回に出たきりで、今回が2回目なんですけれども、ビジョンの方にずっと出ておりました、失礼いたしました。

重複を避けまして、1点だけ申し上げますと、私、実は城山町の都市計画審議会の会長をしておりました、大変複雑な思いをしてこの席に座っております。皆様、究極的には1市4町で一緒になりたいということは、私も同じことを思っております、かつ、そういう立場ですので、何とかうまく進むように心から祈っております。

協議会の内部で議論できることは限られていると思いますけれども、外部でと言うと、何か言い方は悪いかもしれませんが、引き続き粘り強く、夢を失わずに継続的に取り組んでいていただきたいなというふうに思います。特に城山町は、私はハードが専門ですけ

れども、いわゆるかなめの位置にございます。神奈川県の中でも、圏央道と、それから津久井広域道路のかなめということもございますけれども、より広域的に見た場合にも非常にかなめのところにあると思います。ここは非常に大切にしなければいけないということで、粘り強く取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

○小川会長 両先生、ありがとうございました。



◎閉 会

○小川会長 それでは、閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、溝口副会長さんから閉会のご挨拶をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○溝口副会長 第1回の合併協議会、4時間以上に渡る皆さんのご協議をいただいた訳でございます。これから、あと数回、この協議も開催されます。どうか、皆さんのご協力をいただきまして、無事に着地点が見出せることをお願いする訳でございます。

今日はどうもありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。ご苦勞さまでございました。（拍手）

○小川会長 ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、第1回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議、ありがとうございました。

閉会 午後8時09分

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程第8条第3項の規程により署名する。

平成17年2月25日

会議録署名人 由 比 昭 男

会議録署名人 小 嶋 省 二